

第九十一回国会 商工委員会 議 録 第十二号

(三三)

昭和五十五年四月一日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長

塩川正十郎君

理事

中島源太郎君

理事

渡部 恒三君

理事

渡辺 三郎君

理事

神崎 敏雄君

理事

天野 公義君

理事

越智 通雄君

理事

粕谷 茂君

辻 英雄君

理事

原田昇左右君

理事

水戸 豊彦君

理事

渡辺 秀次君

理事

渡辺 利久君

理事

長田 武士君

理事

中川 嘉美君

理事

小林 政子君

理事

中井 治君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

通商産業政務次官

官

通商産業大臣官

房審議官

若杉 和夫君

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

松原 治世君

通商産業省生活

産業局長

通商産業省生活

産業局長

通商産業省生活

産業局長

通商産業省生活

産業局長

通商産業省生活

産業局長

通商産業省生活

産業局長

通商産業省生活

産業局長

通商産業省生活

産業局長

通商産業省生活

産業局長

通商産業省生活

産業局長

通商産業省生活

産業局長

通商産業省生活

産業局長

通商産業省生活

産業局長

委員外の出席者

自治省税務局市

町村税課長

浅野大三郎君

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

町村税課長

本日の会議に付した案件

中小企業事業団法案(内閣提出第三四号)

○塩川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業事業団法案を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上坂昇君。

○上坂委員 非常に簡単な法案ですが、質問するのはなかなかむずかしい法案でありまして、いろいろ苦心をして質問をいたしたいと思ひますが、中小企業事業団法案は、行政改革の一環として取り上げられたものと思ひます。

そこで、通産省関係の行政改革というのは、新エネルギー総合開発機構との関連にかかっている石炭鉱業合理化事業団の廃止の件と、二番目には、中小企業共済事業団と中小企業振興事業団との統合による本法案に係る中小企業団の設立と、二つであらうと思ひます。

そこで、通産省が所管をしている公団、事業団等の特殊法人はこのほかにどのようなものがあるか、まずお知らせをいただきたいと思ひます。

○若杉政府委員 お答え申し上げます。

と、石油公団、中小企業金融公庫、中小企業信用

保険公庫等々から沖縄電力あるいは高圧ガス保安

協会、日本電気計器検定所等々のものまで二十ご

ざいます。

○上坂委員 このほかに二十あるわけでありま

すから、二十二になるわけですね。その二十二のう

ちで、この法律にかかっている二つの事業団を選

んだ理由について御説明をいただきたい。

○若杉政府委員 お答え申し上げます。

特殊法人等の統合等の目的は、役員数等の縮減

とかあるいは管理機構の縮減とかを通じて経

費を削減するということにあると思ひます。

ただ、統合する場合におきましては、水と油と

いうような性格のものを合併いたしますと非常に

ぎこちないものになりますし、ややもすれば円滑

な運営というところに問題が生じます。統合につ

てはそういうような観点から考えなければならな

いわけでございますが、この二つの事業団につ

きましては、御承知のとおり中小企業政策のうちの

重要な部分を占める中小企業の高度化政策ある

いは研修という事業と、共済事業を主たる任

務といたします事業と、両方を一体的に遂行す

ることによりまして、両事業が有機的連携のものと

に一層効率的に運営できる、そして中小企業施策

の充実を図ることができ、かように確信いたし

ましてこの二つを選んだわけでございます。

○上坂委員 行政改革というものは国民的な要望で

もありまして、今後とも進められていかなければ

ならないと思ひます。

そこで、今後どういう方向で通産省としてのこ

の行政改革を進めていかれる所存であるか、これ

は大臣からお聞きをいたしたいと思ひます。

○佐々木國務大臣 御承知のように、去年の十二

月に五十五年度を初年度とする行政改革計画とい

うものを閣議で決定をいたしました。その趣旨

は、要するに行政の各般にわたりまして徹底した

簡素化、効率化対策を進めたいということござ

います。そういうことでございますから、通産省

といたしましてもその線に沿ひまして今後とも簡

素化、効率化計画を進めてまいりたいというふう

に考えております。

具体的に申し上げますと、通産省に対しては中

小企業問題とかエネルギーあるいは通商問題等国民

的なニーズが大変強いのでございまして、それ

も、さればと言つていまの行政改革に対する国民

的な要望にこたえなければなりませんので、両方

踏まえまして、具体的には定員の削減とかある

いは特殊法人の整理合理化、この問題にたい

は法案がひつかかっているわけですが、ある

いは地方支分部局あるいは付属機関等の整理理

化、それから許認可等行政事務の整理合理化等

その具体的な内容にならうかと考えております。

○上坂委員 私はいつも行政改革で思ひます

が、行政改革というとならずに出先の統合とかそ

ういうものに手をつけて、中央官庁の方のいろ

ろな合理化、改革というはおろそかにされてい

ると思ひます。ところが国民に一番必要な

は、何といつても地方にあるいわゆる出先の機

関なんです。このところを充実してもらわな

いとまことに不便であります。国民はそこへまず行

かなくちゃなりませんから、非常に困るのです。

形式的にも事務の流れにしましても、やはり一番

下から持つていかないとこへ来ないわけでは

ね。それが今度はなくなつてしまつてこれは本

に困る。それから統合されたり何かしますとまた

別な遠いところへ行かなくちゃならぬということ

で、私は逆に、むしろ地域の出先の機関というの

は充実をすべきだと思ひます。そしてむしろ

中央の行政機構を改革をしていくというのが本

当の行政改革じゃないかと私は思ひます。その点

で、私の考え方は間違つておりますかね、大臣い

かがでしう。

○佐々木国務大臣 事柄の性質にもよるんじゃないかと思ひます。予算委員会でも御承知のように大分その問題が出ました。特に通産の出先機関に対する行政的なニーズは大変ふえているんだ、強化されているんだということで、戦時中あるいは戦争直後の物動的な、軍需的なものがなくなつたからといって、出先機関が不要だなどということとは決してないで、その後の需要によりましてますます通産行政は強化しなければいかぬ、そういう理由をいろいろ申し述べまして、言われてみればそうだなということになっておつたのですけれども、他省のことは控えますが、事通産省に關しましては地方の機関も大変重要性を増しているというふうに私も認識しております。

○上坂委員 今回の統合は二つの事業団を統合するわけでありまして、仕事の内容はもちろん中小企業対策でありますから非常に関係はあります。が、内容的にはかなり質の違ったものを持てているわけです。そういうものを一つの事業団にするというところで、先ほど審議官から御報告がありましたが、メリットは一体本当にどこにあるのかというところについて御説明をいただきたい。

○左近政府委員 本件の統合につきましては、いま申し上げましたように中小企業政策の充実というのが目録でございますが、両事業団がやっております中小企業政策の高度化政策とそれから共済事業運営、この二つを有機的な連携を持って効率的に推進しようというわけでございまして、実は従来も中小企業政策は非常に各般にわたりました政策が準備されておりますけれども、それを統一的に運営するという要望が相当強かつたわけでございまして、本件の統合によりまして、いわゆる純粹の金融業務をやるような機関は別にございまして、それ以外のいわば中小企業政策の実施の担い手というものが一つにまとまりますので、従来両事業団で蓄積をいたしたいろいろな経験をここで渾然一体といたしまして、そして中小企業対策を行ういわば中核的な機関として育て上げてい

きたいというのがこのねらいでございまして、今後そういう意味で中小企業政策がこの機関を通じて統一的にやれる、そして総合効果があらわれるというのがメリットであらうというように考えるわけでございまして。

○上坂委員 これは有機的な連携から効率的な運営やら、いろいろやってもならぬやうな困難が、現在両事業団はそれぞれ別個の場所、それから建物で仕事を続けております。統合後も当分の間は別個の行動、運営を行うことになるだろうと思ひます。

そこで本当に事業団が一つになって形式的にも内容的にも真に統合されたものになる、その期間は一休どのぐらいかかるものであるか、それから将来いろいろな人数とか何かありますが、そういうものも勘案しながら一つの建物なら建物で仕事をできるようにするのかなどか、その辺も含めまして御説明をいただきたい。

○左近政府委員 この両事業団の統合の趣旨から申し上げますと、できればなるべく早く新しい事務所をつくりまして、そこに一体的に入居いたしまして、統一的な事業団の業務を行うというのが一番望ましいわけでございまして、ただ、現実の問題といたしましては、設立して直ちに新しいところに統合できるというのはなかなかむずかしいわけでございますので、当面はやはり両事業団それぞれ現在の事務所仕事をやらざるを得ないというふうな考えでございまして、この件についてはなるべく早く新しい事務所をつくっていくというふうにしたいと考えているわけでございまして、そういう時期が一日も早く実現するようにわれわれは努力をいたしたいというふうに考えております。また、そういうことによりまして、一体的な事務所において先ほど申しました統合のメリットを生かしていくということを極力早く実現するように努力をいたしたいというふうに考えております。

○上坂委員 いまおっしゃつたような形で早く一体的な仕事をするようにならないと、本当に合同

をしたその効果が上がらないと思ひますので、この点には努力をさせていただきたいと思ひますが、この両事業団を現在所管している中小企業庁内のこれに対応するところのいわゆる行政措置というものは一体どういうふうになるのか、これについて御説明をいただきたい。

○左近政府委員 現在の監督体制を申し上げますと、中小企業振興事業団につきましては中小企業庁の計画部が所掌しております。ただ、研修とか技術開発の業務については指導部がやはり監督をしておるということでございまして、それから中小企業共済事業団につきましては小規模企業部が所管をしておるわけでございまして。

そこで、統合後でございますが、統合後についてはこの中小企業事業団の全体の運営その他につきましては、計画部の計画課というところで所掌させたいというふうに考えております。ただ指導事業につきましては従来どおり指導部において、また小規模企業共済事業あるいは倒産防止共済事業につきましては小規模企業部で所掌いたしますけれども、計画部の計画課が一体的にそれを把握していくという形で運営をしていきたいというふうに考えております。

○上坂委員 国民の方は本當のことを言うところとで所管しているかわからないですね。まあ官庁というところは、こつちへ行くと私の所管でありませんからこれはわかりませんが、どこだと聞くとそれもわからないようなところとときどきある。それで非常に困つちやうなわけですね。したがって、統合した以上はできるだけ所管をする方も複雑多岐にならぬように、複雑多岐どころか複雑怪奇なんだから。複雑多岐にならないようにやっぱ体制をきちんと整えて、一つの部なら部へ行けばそれで全部わかるというところに向けていっていただきたい。これがやっぱ行政改革の実を上げることで、こつち私思ひます。その点について大臣にこれはぜひ望みたいんですが、いかがでしょう。

○佐々木国務大臣 経過的な措置といたしましてはいま長官からお話ししたとおりだと思ひますけれども、できますれば御指摘のような方向が望ましいと思ひます。

○上坂委員 この合併によりまして、新法人設立後は役員が九名になるわけですね。ところが振興事業団の方は役員が七人、共済事業団は五人で合計で十二名になります。そこで三名減ることになるわけですが、この新法人設立後の九名の役員についてどのような構想を持っておられるのか。まあいままあつちやめさせる、こつちやめさせるというわけにいかないだろうから、暫定的にはどうするか、それから将来はどうするかというところでお答えをいただきたいのです。

○左近政府委員 新事業団の役員構成は、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内、監事二人以内というところで、計九人以内ということでございます。御指摘のとおり十二人から九人ということでは減員をするわけでございまして、形といたしましてはこの新事業団発足のときに旧事業団の役員が全員退任いたしまして、新しく新事業団の役員が任命されるということでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、暫定的には二つの場所の仕事をやっていくということもございまして、それから五十五年度につきましては予算あるいはこれからお願いしている法案等によりまして、共済事業につきましてもあるいは高度化事業につきましてもそれぞれ新しい仕事をやっていかなければいけないというふうな緊急の仕事もございまして、統合後二年間に限りまして副理事長を二人にすることができるとも、もちろんその場合には理事が一名減りまして、理事のかわりに副理事長一名がふえるわけでございまして、そういう規定が附則に載せられてございまして、したがって当面はこの二つの業務を円滑に推進し、しかも将来うまく統合するためにそういう暫定措置によりまして解決をしていきたいというふうに考えておるわけでございまして。

○上坂委員 いまの理事の方はみんなそれぞれ任期があると思いますから私は特に言わないんだけど、きょうの読売新聞、大臣ごらんになったかどうか、「天下り役員8割」と出ているんだね。それからその中で「14は、法人渡り鳥」、こう出ているわけですよ。ここがやっぱり非常に問題なわけですね。今度のKDD事件にしましては、いろんなところで問題が生じているというのは、こういう問題がやっぱり根本的にあるからで、こういうものはこういう行政改革をやる以上はできるだけ排除をして直していくことではなればならないと思うのです。

そこで私は、事業団二つを一つにして一つ減るわけですから、その際思い切って任期が終わったからそこで天下りでないような人事をすべきだ、こういうふうに思うのです。そうすると、そこで聞いている人が行くところがなくなつたなんて、そんな心配をしないようにしてもらいたいと思うのだけれども、やっぱりそれはやっぱりとやるぐらいのあれがないと本当の行政改革にならないんで、その点は大臣どうお考えになりますか。

○佐々木国務大臣 これは中小企業問題でございまして、やはり中小企業全般の問題に対して通曉している、知識経験を持っているというのが大変重要な一つの要素でございまして、

それからもう一つは、知識ばかりあつてもしょうがありませんので、人格その他識見とともども、やはり指導力を持った人でないといかぬわけでございまして、そういう面からいいますと、私はどうも余り役人だからいかぬあるいは民間の人だからよろしいというわけにもいきませんので、むしろやはりそういう二つの観点からいって、その人であれば万人が納得するだろう、またりっぱになし遂げるだろうというふうな選定の仕方の方がよろしいのではなからうかと思ひますけれども、しかしお話のような時代でもございまして、それから、そういう点も加味して人選に当たりたいと思ひます。

○上坂委員 役人の皆さんは頭がよくていろいろな経験を持つておる、それはわかります。だけれどもできるだけ国民がいろいろ疑惑に思っているというふうな点は、やはり排除するような形で人事というものを考えていくように特に要望いたしておきたいと思ひます。

次に職員数の問題であります、いま振興事業団の方が二百五十五名、共済事業団が百四十一名であります。この職員の交流というものはどういう形になつていくのか。

それから、統合に伴つてその中のいろいろな行政的な合理的な方法、人事配置、そういうものについてはどういふふうにお考えになつておるか、お答えをいただきたい。

○左近政府委員 先ほどから申し上げましたように、新事業団におきましては、従来からある業務を有機的な連携のもとに効率的に処理するといふねらいでございまして、また一面、この事業団を利用されます中小企業の方に御迷惑をかけない、そして統合の実を上げるといふ必要があるわけでございまして、そういうことでございまして、新事業団が発足いたしますれば、その新事業団の業務遂行に一番いいような形でこの体制を整えていかなければいけないといふふうにお考えをしておるわけでございます。したがって、そういう過程におきまして交流なりあるいは人員の配置なりを考えていくといふことになるかと思ひますが、それにつきましても発足いたしました十分な検討を遂げて、逐次そういう形に実現をしていきたいといふことで考えておるわけでございまして、

○上坂委員 振興事業団がこれまで行つてきたいわけの中小企業の高度化事業につきまして、新事業団の発足を契機にして今後どのような拡充政策を持つておるか、お答えをいただきたい。

○中澤政府委員 振興事業団の現在行つております高度化融資事業でございすけれども、従来は組合等によりまして事業の共同化あるいは工場、店舗の集団化、小売業の経営近代化等々の事業を推進してまいりまして、現在の、五十三年度末で

ございまして、貸付残高で申しますと六千五百八十七億円に上つております。これは非常に重要な中小企業の高高度化の政策の柱になっておるわけでございますが、先生御指摘のとおり今後この事業団の統合によりましてますます中小企業の高高度化、高度化の必要性は高まるわけでございまして、新事業団におきまして現在の制度を引き継ぐわけでございすけれども、さらに新しい環境の変化にに応じて中小企業者の新しい高度化のためのニーズ、これを的確にとらえまして、現在の改善の方向につきまして研究を行つておりますが、その研究を踏まえまして制度の改善を行うとともに、その制度のPRを十分に行いまして、中小企業者等々の高度化、近代化に一層努めてまいりたい、かように考えております。

○上坂委員 これは中澤部長、中身を変えることも含めて検討して、また今度いろんな事業をもっと充実させるということも含めていい検討中である、こういうふうな意味にとつていいのですか。

○中澤政府委員 先生のただいまの御質問のとおりでございます。

○上坂委員 次に、共済事業団が行つてきた倒産防止共済制度は、五十三年に発足してから加入の状況が計画を達成されていらないわけですね。言つてみれば加入状況が目標より大幅に下回つておる。この原因は一体どこにあったかということが第一点。

それから、いま大変な不況と狂乱物価、地価などはもう狂乱物価に入つておりますから、金利の高騰を含めまして中小企業は今後ますます大変な状況になると思ひます。そこで、この制度を拡充することは当面非常に重要になつてくると思ひます。この拡充の方向をどのように考えておられるか、御説明をいただきたい。

○左近政府委員 御指摘のとおり倒産防止共済制度が発足いたしましたところ二年になります。現在の加入件数は約二万件と云つたところとございまして、当初の目標を相当下回つておる現状でございまして、

この原因なんでもございまして、一つはやはり制度の発足後、われわれの方でいたしましたけれども、いろいろ普及に努めたわけでございすけれども、制度の普及がまだ不足しておるかあるいは加入を促進する体制、これは商工会議所、商工会連合会というふうなものをお願いをして加入促進をやつておるわけでございすけれども、その加入促進の体制が時間がかつたといふようなところがあるわけでございす。また、現在の制度の内容につきまして、この創立は初めてのことでございすので、いろいろ考へてつたわけでございすけれども、中小企業の方々にとつてはまだまだこういうふうな改めていただいた方がいいではないかといふような御意見もございまして、そういう点も中小企業の方がすぐにこの制度に乗つてこれなかつた理由でもあるんじゃないかといふふうにお考えをしておるわけでございす。

そこで、制度発足後二年というものの経験を生かしまして、やはりこの制度を早急に改正しようじゃないかといふことで昨年の秋以来検討をいたしまして、ようやく成案を得ましたので、実はこの中小企業倒産防止共済法の一部改正法律というものを閣議決定いたしました国会に提案をしておるところでございまして、今後御審議をお願いしたいと思ひますが、これによって従来の中小企業の方々が改善してほしいという点も相当改善されますので、そういう制度を改めることと、それから一層のPRといひますか、普及促進をいたしまして、当初の予定を実現するように努力をしていきたいと思いますといふふうに考えておるわけでございす。

○上坂委員 いま倒産防止の状況について御説明をいただいたわけですが、確かになかなかPRが一般の中小企業に浸透していないといひますが、そういう点が非常に大きな原因だと思ひますので、こういういい制度については十分国民に知らせるようにはひとつ努力をしていただきたいと思ひます。

それから次に、本法案の第二十九条にあります

長期借入金と短期借入金について、いままでの二つの事業団ではどのようになっていたかということと御説明をいただきたいと思ひます。

それからもう一つは、今度中小企業事業団債券というものが発行されることになるわけでありますが、これは現在ある二つの事業団もやはりこういうものを発行しているのかどうか。発行しているとするればその限度額は幾らか。これから中小企業事業団として発行する債券の限度額はあるのか。この辺について御説明をいただきたい。

○中澤政府委員 お答え申し上げます。

最初の御質問の、法二十九条に關連いたします長期借入金及び短期借入金の状況でございますが、まず中小企業振興事業団関係でございますけれども、中小企業振興事業団の行つております高度化融資事業の貸し付けにつきましては、原則として、現在一般会計の出資金と中小企業振興債券の財投引き受けによります財源で賄つておりまして、法二十九条の規定によります借入金には依存していないというのが状況でございます。

〔委員長退席、渡部(恒)委員長代理着席〕

借入金につきましては、昭和四十二年度から四十八年度まで実施されてまいりました特定繊維工業構造改善臨時措置法に基づきます繊維工業の構造改善事業の貸付原資の調達、このために政府保証つきで金融機関から借入れを行つてきたわけでございますが、現在はその借入金の借りかえを毎年所要額計上しておるといふ状況でございます。五十四年度分につきましては八十四億円の実績になっております。なお、この長期借入金の借入残高は、四十八年度末がピークでございまして、三百二十七億円でございましたけれども、五十四年度末におきましては二百十億円と減少してまいつておりまして、このペースでまいりますと、昭和六十年度におきまして残高が解消するといふ見込みになっております。

また、共済事業団関係の借入金でございますけれども、小規模企業共済勘定におきまして、短期

借入金といたしまして加入者還元融資業務を行つておりまして、その貸付業務に對します資金手当てを迅速に行うために、一時的に金融機関から当座貸し越しで借りております。この借入金の限度額が五十四年度末で七億円でございまして、五十五年におきましては十一億円を予定しております。

なお、やはり共済事業団関係の中小企業倒産防止共済勘定でございますが、この関係の短期借入金につきましても、加入者に対し共済金の貸し付けを迅速に行うというために、小規模企業共済勘定におきまして、当座借り越しで処理しておりますわけでございますが、この借入金の限度額が五十四年度で二十億円でございまして、五十五年におきましては六十五億円を予定しております。

なお、共済関係の方につきましては、長期借入金につきましては両勘定とも現在まで実績はございませんで、五十五年度におきましても予定しておらないわけでございます。

また、第二の御質問でございます二十九条に關連いたしました事業団債券の発行のこれまでの実績、それから今後の予定でございますけれども、中小企業振興事業団におきまして、中小企業振興事業団法二十九条の規定によりまして、通産大臣の認可を得て中小企業振興債券を発行することができるといふことに従来なっております。この中小企業振興債券でございますが、高度化資金の貸付原資として、一般会計からの出資金のほか民間資金を導入するといふ目的でこの制度があるわけでございますが、設立年度でございます昭和四十二年以降毎年発行されておりました、四十七年度までに民間引き受けを中心に累計六百六十二億円の債券を発行しております、四十八年度から現在まで全額資金運用部あるいは簡易保険引き受けで賄つておるわけでございます。五十四年度末におきまして発行残高は千八百七十億円となっております。

なお、今後の中小企業振興事業団におきまして発

行限度いかんという御質問でございますが、これにつきましては、毎年各年度におきまして高度化資金の需要額を踏まえまして所要の額を計上するといふ考へでございまして、特に最高の限度額を設けるというふうには考へておりません。

○上坂委員 いまの長期及び短期の借入金については、これを全部引き継いで新しい事業団がこれに對しての対策をとっていく、こういうことになりまふ。

それからもう一つ、三十二条三項の「業務上の余裕金を運用し、又は取得した有価証券」云々、こうありますが、これは一体どういうことか、御説明をいただきたい。

○廣瀬政府委員 お答えいたします。

法第三十二条に關しましては余裕金の規定を定めてあるものでございまして、中小企業振興事業団が現在行つております小規模共済事業とそれから倒産防止共済事業と、それから現在の中企業振興事業団が実施しております振興事業に關して設けられたものでございまして、本年二月末現在の実績を見ますと、中小企業の共済事業団では二つの勘定を合算して二千九百三十七億円でございまして、また、振興事業団に關しましては千九百七十七億となっております。それぞれこの勘定に對應いたしまして余裕金の性格が異なるものでございまして、

まず、小規模共済事業の余裕金につきましては、加入者が五十五年度におきましても漸増いたしますので、五十五年度末には余裕金が三千九百五十億円になるものと予想されております。また、倒産防止共済勘定につきましては、五十五年度の共済金の貸し付けがどの程度になるか定かではございせんけれども、しかし、この倒産防止共済事業という事業の性格からいたしまして、多くの余裕金が生ずるものとは考へられないものでございまして、一方、振興事業の振興勘定でございますが、新事業団になりましてからの見通しにつきましては、そもそもこの勘定が、原資として入つてまいります政府の出資とそれから現実にこ

れが貸し付けに回ります間の一時的なずれの余裕金でございますので、本質的な意味で余裕金がふえるというのではないわけでございます。

それから、第二の御質問でございますが、三十二条第三項に余裕金の運用方法に關する規定がございます。この規定は「事業団は、運用方法を特定する金銭信託により業務上の余裕金を運用し、又は取得した有価証券を証券会社に預託しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならぬ」と規定しておりますけれども、現在の中小企業共済事業団におきましても同じような規定がございます。それをそのまま新事業団に移したという性格のものでございまして、これも、そもそも共済事業に關します余裕金は将来の共済金等の支払いに充てるための積立金でございますので、その運用は安全確保であることを要するわけでございます。また同時に、制度の仕組みとして、一定以上の運用利益を生む必要があるわけでございます。このために、余裕金の運用方法につきましましては、ある程度の多様性を持たせる必要がある、こういう考へ方に基づきまして金銭信託及び有価証券預託を認めているわけでございます。

しかしながら、この金銭信託の中にも運用方法を指定するものとそうでないものとございまして、法律上の扱いが異なっております。運用方法を特定する金銭信託、また証券会社への有価証券預託は、法制上元本が保証されない仕組みになっております。したがいましては、余裕金の運用といたしましては、元本が保証されない道への預託については厳しい監督をする必要がある、こういう考へ方に基づいて規定が設けられているものでございます。

なお、現在中小企業共済事業団におきましては、この規定によります運用方法を特定する金銭信託等は行われておらない現状でございます。

○上坂委員 いまのいわゆる余裕金の運用、預託をしたり何かしたりすることだろうと思ひます。そこで三十二条の四項の規定になるのだらうと思

います。いまお話しになった運用というのは、余裕金があった場合にはそれを銀行あるいは金融機関に預託をして、そこから運用益といいますが、そういうものを生み出す、こういう御説明のよう

に聞いたのですが、それでいいわけですか。

○廣瀬政府委員 お答え申し上げます。
余裕金の運用によりまして少しでも多くの利益を出し、それを共済契約者に還元するというのが制度の仕組みでございます。しかし、共済金等の支払いに充当されます金でございますから、堅実な運用が望まれる、こういう考え方でござい

ます。こういう考え方に立ちまして、今度の事業団におきまして、附則十八条では小規模企業共済法の改正を予定しておるわけでござい

ます。また、二十四条におきましては倒産防止共済法の一部を改正することを予定しているわけでござい

ます。この二つの規定は、いわば共済契約者に対する先取特権を規定するものでござい

ます。その中でも掛金の安全を確保するという意味で、事業団法におきましても多くの点で安全確保の道が講ぜられておるわけでござい

ます。ただいま委員御指摘のとおり、中小企業事業団法の第二十一条第四項におきましては、加入者還元業務を行う際の資産の安全性と効率性についての配慮規定がござい

ます。また、二十七条においては区分経理を規定しているわけでござい

ます。けれども、この三つの勘定間の資金の移動についても慎重を期すように、こういう規定がござい

ます。それと同じような考え方に立ちまして、三十二条におきましても、資産としての余裕金の運用に際して四半期ごとに運用計画を定めて、これを大臣の認可に諮ら

せているわけでござい

ます。また、この共済貸し付けの平均額は四百五十三万円でござい

ます。また、この共済貸し付けの平均額は四百五十三万円でござい

充実してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○上坂委員 五十五年の二月末で二千四百九十二件、百十二億八千三百五十三万円という融資金額が出てゐるわけですが、この中で経過措置との関連のものはおどのくらいあったか。

○廣瀬政府委員 お答え申し上げます。
いまの御質問の対象は、特例前納制度に基づく契約者の事故という趣旨と理解させていただきますけれども、正確な統計は把握しておりませんけれども、ちなみに現在の制度によりまして千二百万円、これは共済金貸し付けの最高限度でございますが、千二百万円の貸し付けを受けたものは三百八件でございます。全件数の一二・四％に相当しております。

○上坂委員 法律関係の質問はこれで終わりますが、一番最後に長官が答へられた中小企業対策について一つ質問をいたしたいと思います。それは官公需に関する問題でございますが、特に軽印刷業界の問題であります。

軽印刷業界のいまのいわゆる物価、これから値上がりする問題、それからいままでの状況、これを見ますと、これは大変な状況になってきています。五十四年の四月を考へてみますと、売上高に對して費用の合計が大体九四・一四％だったんです、売上高を一〇〇％として。したがって、営業利益は五・八六％あったわけです。ところが今度の電気料金あるいはガス料金、そうしたものの値上げその他のいわゆるこれに関連する原料値上げを考へますと、売上高を一〇〇％としますと、費用が一三・六％という試算になります。そこで一三・六％の赤字、マイナスが出てきます。民間の場合にはいろいろな交渉しまして、これについてはこの分を埋める一五％から二〇％程度の値上げについては向こうが承諾をする、こういう傾向になってゐます。これは今後の折衝にも係ります。大体向こうだって商売ですからできるだけ低く抑えたいと思うのは当然ですが、お互いにや

り生きていかなければなりませんから、そういう点で認める。ところが、認めないのが官公需なんです。そこにはやはり問題があるわけですね。幾ら中小企業対策を強めるとか何とかと言つても、現実的にこうした中小企業がたぐささんといふところの値段を低く抑えて、そしてその値上げに應じないようでは、これはとても中小企業対策などと言われた筋合いのものじゃないですね。そういう点について私はこれから要請をしたいと思つてゐますが、ただ、一つ例を挙げますと、軽印刷の場合にはいわゆるオフセット、写真植字というものが主力です。したがってフィルムをたくさん使つて、フィルムが独占をしております。銀の値上がりを見ますと、昨年の同じ時期でありますが一ヶ月ごろにこれはキログラム当たり四万円だった。ところがこれが八倍ぐらゐに値上げをしております。そこでね、そうして値上げしたものがそのまますばとフィルムの値上げにかつてきて、これが印刷業界を圧迫しているわけですが、最近の状況では銀が少し下がつて半分ぐらゐになつてゐる。しかし、それでもやはりその状況というのは知らせてくれないから、原料を買うときにはなかなか交渉ができないわけです。したがって、どうしてもこうした大きな資本の値上げについてはこれを阻止することができない。そういう形のものが非常に大きく経営を圧迫しております。だから、圧迫しているから結局仕事の面での単価も上げなくちゃならぬということになるのですが、官庁の方にはこれは全然応じてくれないというのがいままでの状況でありましたし、これからの状況であることに間違ひありません。

そこで、いわゆる官公需として軽印刷業界等に對する発注については十分経営が安定できるようになすという計算をして、そこで発注をするという体制をひとつこれは各省ともつてもらなければなりませんから、まず通産省がリーダーになつて全庁庁に對してそういう指導をひとつつしていただきたいと思ひます。これが第一点。

それから第二点は、その場合に問題になるのは契約の仕方なんです。というのは、印刷業は製造業という産業分類になつてゐるのです。ところが契約をする場合には物品購入の契約がなされるのです。いわゆる請負契約にかかると、予定価格というものがあつて、これは最低限の価格が予定をされて、そのこととあるは余りひどい価格でやると信用ができないからというのでそこからは外して、その上の価格で予定価格に近いところで落とすというのがいわゆる契約の仕方なんです。ところが物品購入ですと、これはたまたにたいて一番低いところで契約をしていく、こういうふうになつてしまふから、なかなか適正な価格で発注を受けることができない。ここに非常に大きな問題があるのです。製造業であるならばいわゆる工事契約のものに関連をしてそこへ含めるべきではないか、こういうふうに私は思つてゐるわけでありませう。

したがって、いま軽印刷業界は第二次の構造改善の指定を通産大臣に申請をしてゐるわけですね。第一次は指定になりました、それぞれ企業内の努力をやりまして、そして体質改善をやつてきたわけです。これを今後このままで、この官公需の契約の状況というものを直さないならば、せっかく構造改善やつて体質改善してもこれはもうむだであつたということになつてしまふ。もつともつとひどい状況にいかんやならない。だから、幾ら構造改善、体質改善をやつてもどうにもならないというところへ中小企業を追い込まないようになつてもらなければなりません。そういう点で、軽印刷業界の契約についてひとつ確固たる方針をお示しいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 軽印刷の問題でございますが、確かに官公需の場合に、入札をいたしまして最低価格の人に落札させるという制度になります。これは会計法の基本原則でございますけれども、それが過当競争になつて、おっしゃるやうに非常に資材が高くなつておるときに全く利益が得られない、欠損が続くということでもこれまで困つたこ

とであるとわれわれ考へております。したがうして、基本的には適正な価格で受注ができるような体制をわれわれは考へなければいけないというふうに思つてゐるわけですが、いま御指摘のやうに、契約の方式というものがやはり会計法によつて決められておりますものから、それをどう持つていくかということにならうかと思ひます。

そこで、軽印刷につきましては、物品の購入というところでなくて製造の請負として取り扱うということは、いまわれわれの方も関係の各省にも話しまして、大体そういうふうになりつつあるわけでございますが、製造の請負にいたしましたも実は法規上の制約がございまして、やはり最低価格の人が原則として認められる、よほどのことがない限りそういうことになつてしまふということもございませう。したがうして、これは会計法規上の検討をしなければいけないということでは大蔵省初め関係省庁と十分検討しなければいけないのでございませう。いまの御趣旨を踏まえてひとつ関係省庁と検討をいたしまして、なるべく早く結論を出すようにいたしたいというふうに考へております。

○上坂委員 軽印刷業界ではいま少なくとも一五％から二〇％ぐらゐの値上げを要請してゐるわけですね。そこでいろいろ原価を立ててそれを恐らく示すと思つてゐる。ところが、これをたとへば一〇％なり五％に削つてしまつたらとても採算がとれないわけでありませう。大体官公需といふのは軽印刷業界では二〇％ぐらゐ持つてゐるわけですから、これは非常に大きなシェアを持つてゐます。そこで、今度は一つ問題になつてくるのは、いや官庁の方が諸経費を節約しろと言われて事務経費がないのだ、だからできないのだ、こういうことに藉口されてしまつと中小企業はやつていけないのですから、そこを別な経費を節約しても、やはりこうした中小企業を対象にするところのいわゆる物品購入なりいろいろな発注

というものについては考慮をしていくのだ、こういう体制をひとつとってもらいたいというふうに思うのです。そうでないと総にかいたもちになりますから、中小企業対策もこの点を十分願ひをしたいと思います。

〔中島(源)委員長代理退席、委員長着席〕

それから契約についてはやはり再検討してもらわなければなりませんけれども、物品購入の契約じゃなくて、製造業でありますから請負契約のような形での契約に持っていくべきである。その場合に特例がありまして、一千万円以上の場合にはいわゆる予定価格をつくる、こういうふうになっておりまして、それ以外のものについては原則としてやらないことになるわけです。しかし、この場合にもやはり事例に応じてケース・バイ・ケースでそれは適用する、こういうふうな対策をひとつぜひとももらいたいというふうに思うわけがあります。その点についてひとつこれはやる。それからもう一つ、先ほど言った各省庁に対して十分その点は徹底して、中小企業をいじめないようにする、いじめさせないように指導をするということができるかどうか、この点についてはひとつ大臣から決意のほどをお伺いしたい。

○佐々木国務大臣 各省との連絡会議等ございまして、ただいま検討を進めておるそうでございますので、できるだけそういうことのないようにしたいと存じます。

○上坂委員 長官からも一言この件についてお答えをいただきたい。

○左近政府委員 いま大臣が申されましたように、各省庁の連絡会議というのがございますので、その席で基本的に中小企業、ことに軽印刷のようなどころにいわば買いたたきの現象が起らないように十分注意を促したいと思ひます。それと並行いたしまして、各省庁がそれやることを心がけても、法規上の問題があるとなかなかうまくいきませんので、法規上の問題についても検討を進めていきたいというふうに考えております。

○上坂委員 最後にもう一点。通産省にあるかどうかはわかりませんが、各省に、退職をした人なんかが集まって、何といいますが、国鉄の弘済会みたいなものをつくっているところがあるのです。その人たちが注文を受けてそれを今度下請に出す、そういう形のもので非常に多いのです。これを全部調べ上げてもらいたいと思ひます。農林省にはどういふところがある。具体的に農林省にはあるのだけれども、農林省にはこういうものがある、全部調べてそれを資料として出してもらいたい。また、そういう方向を改めるような中小企業対策の指導をしていただくことを要望しておきたいと思ひます。

○左近政府委員 実は本件に関しましてはそういうふうな疑惑を招くような行為があつてはいけないうことと、先ほど申しました昨年の各省庁の担当官会議でもわれわれの方から十分お話をしたわけでございますが、いまだのような御指摘がございまして、また調査をいたします。そういう疑惑を招かないようにやってもらうように各省にも十分連絡をいたしたいというふうに考えております。

○上坂委員 終わります。ありがとうございます。

○塩川委員長 これにて上坂昇君の質疑は終了いたします。

午後二時から再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時四十一分休憩

午後二時一分開議
○塩川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。森田景一君。

○森田委員 「中小企業事業団は、中小企業構造の高度化を促進するために必要な指導、資金の貸付け等の事業を総合的に実施し、あわせて中小企

業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業を行う」ともに、「小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の運営等を行い、もつて中小企業の振興、小規模企業者の福祉の増進及び中小企業の経営の安定に寄与すること」、これを目的として、いままでそれぞれ独自に運営されてきた中小企業振興事業団と中小企業共済事業団とを統合して新しく設立する事業団であります。振興事業団及び共済事業団には運営上何か特別の欠陥があつたのでありましようか。まず最初にお伺いします。

○佐々木国務大臣 両事業団の業務運営は大変順調に行われてきておりまして、別に欠陥というものはございません。ございませぬけれども、従来より以上に機能の長所を発揮できるようにするために両者がむしろ相助け合った方がかえつてよろしいのではなからうかという意味で、その特徴を生かして充実するという意味で統合したわけでございます。

○森田委員 大臣のお答えはよくわかりませんが、したけれども、特別な欠陥がない、そういう状況であるのにここで両事業団を統合して新しく中小企業事業団を設立する、こういうことであります。その理由をやはり明確にしておく必要があるだらうと思ひます。その背景についてひとつ大臣のお答えをいただきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 経過的には御承知のように行政機構改革の問題も絡んでの措置ではございませぬけれども、しかし結果的には両機能の有機的な連携と申しますか、情報の交換をしたりそれぞれの分野の内容を充実したり、あるいは新規の大学校経営等新しい業務を加えたりということ、単独でそれぞれ独立しているよりは、かえつてこの際中小企業のいわば実践の中核機関として育てた方が両機能をフルに生かすのによろしいのじゃないかという結果になつたと思つております。

○森田委員 振興事業団と共済事業団を統合するわけでありまから、しかもなおいままでの業務を引き継ぐのでありますから、いままで以上に効

率的でかつ強固な体制を確立しなければならぬ、これは先般の趣旨説明にございました。そういう状況でございますからこれは当然なことだと思ひます。その可能性といひますか自信といひますか、いま大臣の方も大分自信のあるような回答でございましたけれども、もう一遍大臣の確信のほどをお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 初期の間は事務所が二つに離れておたりなどして、これは本当は一つにすれば一番いいんですけれども、なかなか簡単にわけにもまいりませぬ、やがてはそうしなければいけません。したがって、発足早々から所期の目的どおりの機能は発揮できない場合もあるいはあるかもしれませぬけれども、しかし目的としてはあくまでもそういう点に一步でも早く近づける、中小企業の中核機関としての機能を果たせるようにしたい、そういうふうな育てたいというのが私どもの考え方でございます。

○森田委員 いま大臣からお答えがありましたけれども、やはり効率的で強固な体制を確立する、そういう説明があるわけですが、そういう立場から今度新機構について御説明をお願いしたいと思ひます。たとえて言ひますと、本案の第四条では、「事業団は、主たる事務所を東京都に置く。」また「必要な地に従たる事務所を置くことができる。」このようになっておりますけれども、これはどういふ名称にしていくのか。本部とするのか支部とするのか、あるいは振興事業団、共済事業団のどちらを本部にするとか支部にするとか、そういうことも明確にしておいた方がよろしいんじゃないかと思ひます。そういう問題と、それから役員配置あるいは民間人の起用をどうするか。新しい事業団ですので、こういう点についてこの際明確に御説明をお願いしたいと思ひます。

○左近政府委員 いま大臣が説明いたしましたような趣旨を現実化するために、いろいろな検討を続けまして十分な体制をとりたいと思つております。いまお尋ねの本部と支部の関係でございます

が、これについては主たる事務所、それから従たる事務所を置くというふうな法律の規定が定められている。新事業団では必要に応じて主たる事務所を置く、それから必要に応じて地方にも支所を将来設けることができるように、従たる事務所の規定を置いておきたい。いずれのところに主たる事務所を置くかという問題については、実は現在御承知のとおり二つの事業団それぞれの事務所がございまして、これについては今後法案が成立した後十分検討いたしまして、事務の処理の便利にように決めていきたいと思っております。将来については地方にも支所を置くというふうなことも検討してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

それから役員の人選については、まだこれも法案が成立いたしましたから検討しなければいけないわけでございますけれども、この事業団の性格、つまり中小企業政策の相当部分を担って、政府の手足になつて実際に活動するというふうな性格から言いますと、中小企業に関する専門的知識はもちろん必要でございますし、さらに中小企業政策についての造詣が深いという点も必要でございます。また他面、人格、識見、指導力ということも要望されますので、こういう点でもこの法律が成立いたしますれば早急にこの人選を進めていきたいというふうに考えているわけでございます。

そのほかいろいろな体制の問題がございまして、そういう点も法律成立後早急に検討していきたいということを現在考えております。

○森田委員 ただいまの御説明では中小企業振興事業団とそれから共済事業団、これを別々にしておいたか、あるいは一本にするか、こういう点はこの法律が通ってから検討する、こういうことですけれども、やはり通る前に、この法案が通った場合には統合するとか、そういう方針を明確にしておいた方が大事じゃないかと思うのです。通らないうちに発表できないという御配慮がもしもせんけれども、しかしここまで計画している以上

は、当然その腹案があつてしかるべきだろと思ふのです。もう一度ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 当面の考え方としては、事務所につきましても、地方の事務所というのは、事務所に置きましては、地方の事務所というのはいますぐ置く考えはございせん。この主たる事務所を東京にございまして、両事業団のいずれに置くかあるいはその一つだけを主たる事務所にとどめておくかというふうな問題がございまして、これは正直言ひまして少し検討を要するということでございます。また結論は得ておりませんが、いずれにいたしまして、この事業遂行に支障のないように早急に決めたいというふうに考えております。

○森田委員 それから民間人の起用の問題についても若干お答えがありましたけれども、いままでの両事業団でも、評議員会でしたか、こういう形でいろいろと事業についての意見の聴取等審議したようでありましたけれども、これが年二回の開催、こういうことであつたようであります。審議の内容を見ますと、やはり事業の計画等を審議して意見を具申するとかあるいは決算を了承するとか、そういうことのようなんで、評議員の方には相当優秀な方々が入つていらつしやるようなんですから、これで果たして民間の意見が反映される状況であるかどうか、この辺のところがこれからこの中小企業事業団の運営にもやはり大きく影響があるだろう、こう私は考えておるわけなんです。いままでの状況についてひとつお知らせいただきたいと思います。

○左近政府委員 事業団の運営に中小企業の方々の、あるいはその他学識経験者の御意見を十分反映さすというために評議員を置くことにしておりました。従来は振興事業団に二十名、それから共済事業団に十名の評議員がいらつしたわけでございますが、そういう評議員の役目の重大さにかんがみまして、合計三十名をそのまゝこの事業団に引き継ぎまして、評議員の活躍を期待しておるわけでございます。

いま御指摘のように、従来の評議員会の運営は年二回程度ということが多かったわけでございますが、おっしゃいますようにこの中小企業の生の声を伝えるあるいは一般の学識経験者のアイデアを活用させていただくという点では、この評議員会の運営というのが非常に重大だろと思ひます。したがひまして従来の運営にこだわらず、この評議員会を活用するようにわれわれも考えてまいりたいというふうに考えております。

○森田委員 従来の運営にこだわらないということとは、いままでは余り活発ではなかつたという意味ですか。

○左近政府委員 従来は定例的に年二回ぐらいやっておるというのが多かったわけでございます。御指摘のとおり、今後ますます民間の方の御意見を十分にくみ入れる必要があるわけでございますので、従来よりも増して大いに評議員会を活用させていただくというところでございまして。

○森田委員 そうしますと、従来では、たとえば八月の評議員会においては翌年度の事業の実施方針の検討、それから要望意見が活発に行われていた、こういうことになつてゐるのですけれども、その評議員会の要望意見、これがこのいままでの事業団の運営に反映されてきたという、そういう具体的事例はございましてか。

○左近政府委員 一例を挙げますと、振興事業団で従来高度化事業というのをやっておりました問題がございまして、それについていろいろな御提案がございまして、たとえば工業団地などをつくることに、参加する事業者の数を一定の数に決めておりました。一定の事業者が参加をしなければこの高度化事業の融資をしないということになつておりましたが、それを事態に応じて改善するようにというふうな御要望がしばしばございました。それに応じてわれわれの方も参加する組合員の数を減少してもいいというふうなことを決めております。また、工業団地等は、参加者が倒産いたしました、ほかの方にその工場が移るといふようなこ

とが困るわけでございます。そこで、その団地の組合自身がその跡地を買取れるようにしてほしいというふうな御要望がございまして、これも実現いたしました。こういうふうな高度化事業の運営についていろいろ細かい御意見が出ておりました。それを実施に移しておるわけでございます。それからまた、共済事業団の方については、先ほど御説明いたしました、今回の倒産防止共済制度の改正を御提案申しておりますけれども、この改正についてのいろいろな御意見もそういう評議員会からいただいております。

○森田委員 評議員の人選につきましては学識経験者が選ばれていらつしやるようでございますので、ひとつ十分その機能が發揮できるように、先ほどお答えもいたしましたけれども留意をしておつていただきたい、このように考えるわけですか。

次に、共済事業団、振興事業団の職員は現在何名ずつであるのでしょうか。また、新事業団設立に伴つて現在の両事業団の職員の処遇はどのようにされる予定であるのか、この点について御説明願ひたいと思ひます。

○左近政府委員 この五十四年度末の両事業団の定員でございます。これは役員を除いた職員だけの数字でございますが、共済事業団の方が百四十一名、振興事業団の方が二百五十五名ということに相なつております。

今後の職員の処遇でございますが、これはこの新事業団が両事業団の職員を全面的に引き継ぐということになつております。そして、それぞれ現在自分の得意の仕事をやつていただいております。でございますけれども、今後の運営については、先ほどから申し上げておりますように、この事業団が業務の統一した運営を図るというふうな趣旨でございますので、そういう趣旨によりまして、今後この事業団の事務の推進が一層向上するような方向に職員の配置を進めてまいりたいということでございますが、とりあえずは現在やっておった仕事を引き継いでいただくという方針でございます。

す。

○森田委員 共済事業団の方の定数が、職員定数が百四十一、振興事業団の方が二百五十五名、こういうことですが、現在はどうなんでしょうか。たとえば私の資料では、共済事業団の職員は百三十九名で、振興事業団の職員の方が二百六十二名という数が出てくるのですが、この点は間違いありませんでしょうか。

○左近政府委員 振興事業団の方は、これは役員を合算いたしますとお示しの数字になりますので、あるいは役員込みで計算をしたのじゃないかというふうに思います。

それから、共済事業団の数字につきましては、実は補助対象になっております職員と、それから補助対象外の職員がございます。補助対象外の職員と申しますのは、いわゆる還元融資を担当している職員でございます。還元融資をやるのには余剰財源を運用してやるのですが、それは事業団自費でやるということと補助対象外になっております。したがって、両方加えますと当方の数字になるということでございます。

○森田委員 いままで振興事業団が行ってきた高度化事業への資金助成、それから指導事業など、共済事業団が行ってきた小規模企業共済制度及び倒産防止共済制度の運用とは、それぞれ中小企業対策の一環として行われてきたのでありますけれども、やはり異質の点が多いわけでありまして。統合に伴う問題も生ずるのである、このように思われるわけでありまして。先ほど大臣の方は統合のメリットということを盛んに強調していらつしやっておりますけれども、統合に伴うデメリット、デメリット、これを明確にしておいた方が将来のためにいいのではないかと私は考えております。そこでまず、統合によるメリットをきちんと明確に示していただきたいと思います。

○左近政府委員 まず基本的には中小企業政策につきましても非常に各般に広範にわたった政策を実施しております。ただ、いろいろの方の御意見を伺いますと、そういう政策が統一して実施され

てないというふうな御指摘がございます。したがって、両事業団がやっておりました仕事について統一の方針でやれるという基本的なメリットがございます。

さらに振興事業、いわゆる高度化事業においていろいろな情報なり経験がございますが、そういうものを共済事業の方にも活用ができる、また、共済事業で得ました経験なり情報を振興事業にも活用できるというふうな、そういう両事業間の情報の交換というのが非常に大きなメリットであろうというふうに考えております。

それから、今後いろいろな中小企業対策をやるにつきましても、実は主としてこの事業団にやっていたであろうというふうに考えております。したがって、今後やる事業につきましてもはさらに両者の経験が生じます。ことに共済事業団については小規模企業に対するいろいろな情報なり経験がございますし、それから振興事業団につきましても、一面高度化事業ということで組織化に対するいろいろな知識、経験がございます。また指導事業におきましてはいろいろな経営なり技術に関する情報がございます。こういうふうな情報を統一的に運用するというのが一番大きなメリットかというふうに考えられます。

○森田委員 ほかありませんか。

○左近政府委員 もう一つ考えられますことは、中小企業の方が政府に対していろいろなことをしてほしいというときに、従来ですといろいろな窓口がございまして、どこかの窓口へ行つていいかわからないというふうなこともあったわけでございます。ところが、今回事業団といたしましては、純粋の金融をやっておるところは別でございますが、それ以外はこの事業団に統一されたわけでございますので、中小企業者がここへ行けばいろいろな中小企業に必要な対策についての情報も得られるし、また実際の対策もしてもらえというふうな、中小企業政策を受ける方にとって便利であるということと言えるのではないかと思います。

○森田委員 何か後から聞きましてまた出てくるのですが、ほかにはありませんか。

○左近政府委員 いま考えておるところは以上のようなことでございます。

○森田委員 政府の方はやはり新しい事業団を足させるのですから、こういう点がメリットであるということをごきんとしておいた方がよかったと思うのです。その点は調査室の方、一生懸命政府の方の施策に対して協力していらつしやる、こういう感じで、資料を見ましたら、そうですちゃんと挙げてあるんですね。私の方で申し上げますと、一つは「各施策の総合的な実施機関としての体制が整うこと、」きんとしてます。一番目が「管理部門が効率化されること、」こうなっています。三番目が「これまで蓄積されてきた振興部門、指導部門、共済部門それぞれの知識や経験が互いに活用できる、非常に明確なんです。それを肝心の政府の方が、何だかつけ足しつけ足し、こういう感じでは非常によろしくないのじゃないかと私思います。別にここでこの問題で、そこがどうだこがどうだということも申し上げるつもりは私はありませんけれども、参考のためにお知らせしておきたいと思うのです。

それでは、いまメリットの方を聞かしていただきましたから、統合に伴うデメリットについてはどのように考えていらつしやるか。これはいままで以上に考えるべくたくさん出していただいた方がよろしいと私は思います。これは調査室の資料にはありません。

○左近政府委員 統合に關しましてのデメリットでございますが、われわれ一番心配しておりますのは、少なくとも統合の過程で、いままでは別の仕事をやっておった二つの事業団が一緒になるものでございまして、当面少し混乱が起ったたりしまして中小企業の方に御迷惑をかけてはいけないということでございます。われわれも統合を計画的に推進し、早く一体化した業務にしないと、途中で事務が滞滞するということがあることが起こつては困るということが、われわれが予想し

た一番のデメリットでございます。それから、名前も変わるわけでございます。そういう点で、従来とは違うというふうなことでいろいろな混乱を生ずるというふうなこともデメリットかと思ひます。それからもう一つ、私、これは考えなきやいけないと思つておりますが、すぐにデメリットが出るかどうかは問題ではございますが、ともすればデメリットが出がちなものとして考えておりますのは、これで相当大きな事業団になります。したがって管理体制をしっかりとっておきまさんと、大きくなることによつて中小企業の方々へのお世話をするという色彩がやや放漫に流れてはいけないということをごきんから戒心しておるわけでございます。したがって、これはデメリットとしないうつもりでございますが、ほおっておくとデメリットになりかねない要素をはらんでおるといふ点は、そういう点があるというふうに考えております。

○森田委員 当局としてはデメリットというのはなるべく出たくないのだろうと思うのですけれども、デメリットもなるべくたくさん出していただいた方がいいと思うのです。そのほかに考えられるデメリットはございませんか。

○左近政府委員 いまのところ当方としては考えておりません。

○森田委員 私はデメリットの方をたくさん調べてみたのです。後でまた細かいことについていろいろと申し上げたいと思うのですけれども、たとえば新事業団の事務所を新しく設ける、これは設けるか設けなにかまだわからないということでしたけれども、新しく設けるとすれば、それに要する費用とか移転に要する費用が新たに必要になるんではないか。費用のことはいま全然出ておりませんでした。

第二点、じゃ新しい事務所に移転しない場合においては、どうも先ほどの答弁ではこのケースに当たるようだけれども、対等の立場での統合と言いながら、現事業団のどちらかが本部になるわけである、こう思うのです。そうすると支部と

なる方の職員の方々の士気への悪影響が出るんじゃないだろうか。三番目が両事業団の任用基準の違い、これは後でまた細かくお尋ねしたいと思っておりますが、これが現実にあるわけですね。これまでの昇給等の違い、こういうものが今後不公平を生ずることになるんじゃないだろうか。それで、いい方に統一するんじゃないかと、いわゆる焼け太り、こう批判されるような結果になるんじゃないだろうか、こういう問題があると思うんですね。第四番目が現在の事業団職員数の枠をお互いに食い合う、こういう結果になるんじゃないだろうか。減った方の業務に支障を生ずるとかあるんじゃないか。後退をするようなことになるのではないだろうか、こういう問題があるんじゃないかと思っております。第五番目が、振興事業団には今まで組合がありました、今度共済事業団の方も組合ができたそうでございます。そういう問題で混乱が起こるようなことはないだろうか。これは組合のことです。それから私たちの立場ではございませんけれども、そういうことで混乱が起こることはないだろうか、そういうことも心配されるわけです。

私がなぜこのようにメリット・デメリットについて論じたかといいますと、先ほど長官が答えになりましたように、機構が巨大化しますと、どうしても当初の目標を見失ってくるような結果が出てきやすいわけがあります。それが常識であります。ですから、中小企業事業団は、趣旨説明にありましたように、効率的で強固な体制をつくるために発足するわけがあります。いままでの議論したメリットの部分はさらに生かして、それからデメリットはどう思っているかまだ聞きませんけれども、デメリットと思われる部分はみんな十分克服して、新しい事業団が所期の目的を達成されるようにこれは努力しなければならぬ。また、われわれもそう期待しなければならぬ、こう思っているわけでございます。

そういう点で、先ほどのデメリットの所感と、それからただいま申し上げましたこの新事業団のこれからの決意といえますか、これはひとつ大臣

にお答えいただきたいと思っております。

○佐々木国務大臣 メリット・デメリットのお話が大分出まして、お聞きしていますと私もそうだと思います。ですから、そのデメリットの方はなるべく御指摘の点に改善を加えまして、悪い面は出さぬように、メリットの方は伸ばすようにというところで、運用を図っていききたいと思っております。

○森田委員 それで、先ほど両事業団の処遇といいますが、給与等が違ふということとをちょっと申し上げましたけれども、これに御存じのとおりであります。現在中小企業振興事業団の役員給与規程では、理事長が月額八十七万円、副理事長が七十七万五千円、理事が六十七万円、監事が五十四万四千円、こうなっております。中小企業共済事業団の役員につきましては、理事長が七十九万五千円、理事が六十二万五千円、監事が五十一万四千円でございます。こういう違いがあるわけでございます。

〔委員長退席、中島(源)委員長代理着席〕
新事業団では、この役員の給与についてはどのようになつていらいしやいますか。

○左近政府委員 これにつきましては、事業団の発足のときに決めるということになります。現在ではまだ確定はしていません。お聞きでございます。

○森田委員 確定していないのはわかりますけれども、腹案はお持ちだと思つておられます。少なくとも低い方に統一されるということはないんじゃないかと思つておられます。その点どうでしょう。

○左近政府委員 われわれといたしましては、この事業団の役員の任務が同一でございますから、まず統一をしなければいけないということでございます。統一する以上、低い方にするというのは余り適当じゃないというふうに現在考えております。

○森田委員 そうしますと、振興事業団の現在の処遇の範囲内におさまる、こういうふうに考えていてよろしいのですか。

○左近政府委員 公団、事業団の役員の給与というのは、やはり公団の規模、事業団の規模に

て決まっておるようでございます。ただ、現在の時点ではこれは規模が大きくなるわけでございます。振興事業団よりもさらに規模が大きくなりまして、さらに給与を上上げるという必要もないかというふうに考えておるわけでございます。で、最高のところでも現在の振興事業団の線というところで決めていくということにならうかと思つております。

○森田委員 特に合理化といいますが、いろいろな問題がかつておるわけでございますから、その辺はひとつ今後十分検討していただかなければならない、このように思つておられます。これは要望しておきます。

それから職員給与も、先ほど申し上げましたように、俸給表というんでしょうか、これもちょっと見ますと違ふんですが、これはどういふふうな処遇なさろうとお考えでいらつしやいますか。

○左近政府委員 現在の両事業団の職員の給与につきましては、事業団の規模、それから過去の経緯等によりましてやはり両事業団に相当な差がございます。これは一気には統一するということも、単に俸給表だけの問題じゃなくて、個々の職員の格づけその他の問題もございまして、当面は従来のものを引き継ぎまして、そして若干の時間をかけて、これはやはり最終的には統一しなければいけませんので、統一をしていきたいということでございます。ただ、そういう状態が長く続くと適当でございませぬので、もちろんなるべく早く統一化はしたいと思つておられますが、しかし余り早くやりましたと無理がかりまして、こういう職員給与という非常に重要な問題でございまして、その点は慎重にしながら、かつなるべく早く統一化していくというふうな態度をとるというふうに考えております。

○森田委員 役員の報酬等につきましてはともかく、職員の給与等の問題については、先ほど申し上げましたように両事業団が今度統一するわけですから、その中でやはり格差があるということ

は、配置転換とかいろいろな面で非常に大きな士気の問題、混乱が起こるという、やはりデメリットの中でも一番強い要素を持っているんじゃないかと思つておられます。そういう点でひとつ今後の対処の仕方をもう一遍ここで長官答えていただけないですか。

○左近政府委員 おっしゃるとおりでございます。この事業団を運営するに当たつて職員の士気がそういう点で阻害するということになると大変なことでございますので、われわれも十分その点を配慮してなるべく早く問題を解決するようにしたいと思つておられます。

○森田委員 それでは、機構が巨大化すると所期の目的がなかなか達成しにくい、こういうことについて私はここで例を挙げて指摘をしておきたいと思つておられます。

振興事業団、共済事業団ともそれぞれ十分に使命を果たしてきた、このように大臣も長官もおっしゃつておられますけれども、ここで新しい事業団に統合されるわけでありまして、余り過去のことで云々ということはいいたくないわけでありまして、けれども、先ほど申し上げましたように、やはり組織が肥大化したときの問題、そういう立場から私は質問いたしますので、そういう観点でまたお答えもいただきたいと思つておられます。

その一つは、五十三年度決算書を見ますと不利益が非常に多いんですね。中小企業指導事業費補助金、予算が六十五億八千八百七十四万四千円、それに対して支出済み額が六十三億一千八百九十六万九千六百三十三円、不用額が二億六千二百九十四万四千三百八十七円、こうなつておられます。それから、小規模事業指導費補助金が、予算二百四十七億六千八百九十三万四千円に対して支出済み額が二百二十九億七千七百一十一万四千四百四十八円、不用額が十七億九千七百九十一万九千五百五十二円。それから、中小企業共済事業団補助金、予算が三十五億二千四百九十六万八千八百八十八円、支出済み額が三十一億六千六百三十八万八千八百九十八円、不用額三億三千三百五十八万八千八百

二円。以下、組織化指導費補助金あるいは中小企業設備近代化補助金、下請企業振興事業費補助金、それそれ不用額がかなりの金額出ているわけでごさいますので、これについて当局の説明をお願いしたいと思います。

○左近政府委員 五十三年度の決算で不用額が立ちました主なものについていま御指摘がございましたが、これについての理由を説明させていただきます。

最初の中小企業指導事業費補助金でございます。これは、この中の相当大きな部分が技術改善費補助金ということで、中小企業の新技術の研究するということに對する補助金でございまして、これが途中で計画が中止になって、最終的に補助金の申請者が減ったということで不用額が立ったというのがそのときの問題でございまして。

それから、一番金額の多い小規模事業指導費補助金でございまして、これについては、御案内のとおり小規模事業対策等の推進ということで全国の商工会議所、商工会に経営指導員を設置してありまして、これの増員を計画的に毎年やっておるわけでごさいます。ただ、各商工会、商工会議所は、増員をする際になかなか当初予算で想定したように早く人員を設置できない、年度の後半になってようやく設置できるというようなケースが多かったものでございまして、結局経営指導員の設置の月数が予算に計上していたよりも少なかった。初年度でございまして当初からはなかなか置けないというようなこともございまして、そういうことが非常に大きな原因でございまして、また予定の設置すべき人材が得られなかったというものも若干ございまして。

それから、中小企業共済事業団補助金の不用額が立ちましたのは、ちょうど倒産防止共済制度が五十三年、初めてできた年でございまして、当初は相当な加入者があるということで、これは事務費の補助でございまして、ですから加入者が多ければこの事務費がたかさん要るわけでごさいます。これが今回倒産防止共済制度の改正を出した

理由にもなるのですけれども、当初予期したよりも非常に加入者が少なかったということから、この事務費が要らなくなったということでごさいます。

それから組織化指導費補助金につきましては、これも組合の指導員を設置するということもございまして、これについてやはり組合指導員の設置の月数が予想よりも下回ったということが原因でございまして。

それから下請企業振興事業費補助金につきましても、これは下請企業振興協会というのが各県にございまして、これに對する指導員の補助でございまして、これも指導員の設置が当初考えておったよりも後になって設置されたということでごさいます。

それから中小企業設備近代化補助金につきましては、この近代化補助金の中に機械設備の貸与の補助金というのがございまして、各県が中小企業者に設備貸与をしております。それについての県に對する補助金でございまして、ちょうど五十三年はまだ景気がよくございまして、機械設備を取得しようという意欲が少なくなくて、計画が当初予算よりも下回ったというのが不用の立った原因でございまして。

以上、いずれもそれなりに原因はございましてけれども、われわれといたしましてはこういう不用が立たないよう、今後は事前に十分計画を確実にいたしまして実施をして、せっかくの中小企業に予算を十分活用できないということのないようにいたしたいというふうに考えております。

○森田委員 いまの御説明の方はまだ細かくお聞きしたい問題もありますけれども、時間の関係で省略いたします。

いづれにしてもただいまの補助金関係だけでも約二十五億円の不用額が出ているわけですね。中小企業庁全体で見ますと二十八億五千万ぐらいの不用額が出ているんですね。そういう状況です。一方はまた同じこの振興事業団の關係におきましても、都道府県では予算が足りない、こういう声が出ているわけですね。一方で予算が足りない、こういう状況でありながら一方で補助金が多額に余っている、こういう問題が出ているわけですね。いま長官も説明なさいましたけれども、こういう矛盾の起こらないような対策といひますか、その状況の克服といひますか、そういうことが非常に大事ではないかと私は思いますので、ひとつ今後の取り組みについて長官の方から御説明いただきたいと思います。

○左近政府委員 予算を決めますときに、その予算の年度につきまします現状を十分把握いたしまして、必要な部分には十分とるけれども、必要の程度がそれほどでもないものについてはそれについて削減をするというふうな措置を今後やっていかなければいけないということ、実は五十五年度予算につきましても幾つかの補助金をスクラップいたしまして新しい補助金にしたというふうなケースもございまして。そういうことによりまして補助の対象というものが時代の変化に応じて変わっていくわけでごさいますので、われわれのこの政策費を時々刻々スクラップ・アンド・ビルドしながら、新しい時代に対応するように持ってまいりたいというふうに考えております。

○森田委員 ひとつ格段の努力をお願いいたします。次に会計検査院の指摘でございまして、五十三年度決算検査報告によりますと「小規模企業共済事業に係る事務処理の委託について処置を要求したものの」、こういうのがございまして。内容を申し上げますと非常に時間がかかっていますので、概要に上げて当局も御存じでございまして簡単に申し上げますと、「小規模企業共済事業において事業団が賃借のうえ使用している電子計算機で処理できる事務を外部に委託して適切でない」、このように認められる事態があると指摘されております。この事態を明らかにしていただきたいと思ひます。

○左近政府委員 会計検査院から指摘されました内容は、共済事業団が五十三年度に電子計算機を使用しているわけですね。一方で予算が足りない、こういう状況でありながら一方で補助金が多額に余っている、こういう問題が出ているわけですね。いま長官も説明なさいましたけれども、こういう矛盾の起こらないような対策といひますか、その状況の克服といひますか、そういうことが非常に大事ではないかと私は思いますので、ひとつ今後の取り組みについて長官の方から御説明いただきたいと思います。

新規導入したわけでごさいます。この処理能力からいいますと、同事業団が小規模企業共済制度に關して外部委託で行った事務のうち電子計算機によって処理できる部分については、この内部に新しく導入した電子計算機の処理で十分やれるはずである。だから内部で処理するように移行するようという御指摘であつたわけでごさいます。

この指摘については、従来は電子計算機を使うことと手作業による伝票整理と一緒にやられた方が効率的であるということをやっておったわけでごさいます。電子計算機が大型化になりましたから事務の体制も変えまして、電子計算機部門はやはり新しく導入した電子計算機でやるという方針に切りかえるようにいたしました。現在では、五十四年十一月からこの事務の一部は内部処理に移行しております。残りの事務につきましても事務体制を整備いたしまして、ことしの七月ごろを目途に内部処理に移行するように現在検討を進めておるわけでごさいます。会計検査院の御指摘をわれわれも尊重いたしまして、現在内部処理が進んでおるというのが現状でございまして。

○森田委員 いまの御説明では、会計検査院の指摘したむだ遣いと言われる金額が出ておるですね。指摘事項を見ますと、五十三年度では約一千五百万円、五十四年度以降では毎年約三千八百万円を削減することができ、この指摘されておる五十四年度は十一月から方針をいろいろと変えたということでごさいます。少なくとも五十三年度では二千五百万円のむだ遣いがあった、この指摘されておるわけでごさいます。この点はいかがですか。

○左近政府委員 この点に關しては会計検査院の御指摘のとおりでございまして。われわれとしては、そういう意味で早急にこの事態を改めようというところで検討をしておるわけでごさいます。

○森田委員 それで五十四年度は、旧来ののとおりやってきたのを改めれば約三千八百万円を削減することができ、この指摘されているわけでごさいます。

います、五十四年の十一月からいろいろと変わっている状況ですと、どのぐらい削減される見込みなんですか。

○越智参考人 お答えを申し上げます。

先ほど来中小企業庁長官からも御答弁してありましたように、また先生の御指摘のように、昨年の秋以来この問題が顕在化しておりますが、私の方の中小企業共済事業団としては、電算機と人手と両方の結合した仕事のやり方として、特定のものには外部委託をする方が効率的だと考えて、といいますが、電算機はたまたま能力に余裕がございますが、人員の方は各種の共済の管理事務に追われておりますので、その辺を総合考慮してやっておりますが、検査院の御指摘がございましたので、その点をすべて中で電算処理をするようにしたわけでございます。その結果、具体的に検討いたしましたので、一部は昨年の十一月から、そして残りはことしの七月ごろから完全に内部処理に移そう、こういうことでございますことは確かかなんでございますが、御質問の、どのぐらいの金額のむだの縮小になるかということでございますけれども、正直に申し上げますその計算は私手元にておりません。しかし去年は十一月でありますし、ことしも四月からではなく七月というように、ことでもございますので、事務の者からちょっと聞きましてのところでは、やはり検査院が挙げられました節減可能額の五分の一、その程度しかこの場合は節減の実績にならないのではないかと思ひますけれども、遅くも七月以後に完全内部処理をいたすことによりまして、いわゆるむだ遣いにならないようにしたいと思っております。

○森田委員 会計検査院から指摘がされなければそのままだという、こういう行き方に問題があるだろうと思うのです。会計検査院の指摘を見ますと、電算機には相当の余力があつて、将来事務量がふえても十分対応できる、それに伴つて要員の方もその必要としないのだ、こういう指摘があつたわけですね。いまの理事長のお話を聞いておりますと、そういうことで内部で対応して何とかで

きそうだと、こういう答弁でございますから、会計検査院が指摘しなくても内部でそういう努力をしていかなければいけない、これが本当の行き方だろうと思うのですけれども、新しい事業団の理事長におなりになるのかどうか、その辺はわかりませんけれども、こういう経験というものには非常に大事でございますから、もう一遍その辺の決意といたしたいと思います。

○越智参考人 確かに中におりまして毎日の仕事に流されておられます、ついそういう点において慣行化するおそれがあるのでございますが、昨年の秋、検査院から御指摘いただきました、なるほどこれは外からごらんになってそういう検討の余地と価値がある、こういうふうな考えましたので、今後ともそのような反省を十分加えながら少しでも経費の節減に最善を尽くしたい、このように考える次第でございます。

○森田委員 先ほど申し上げましたように、組織が巨大化しますとどうしても思ふぬところに欠陥が生じてくるというおそれがあることを未然に防ぎたい、そういう立場からいろいろと申し上げてきたわけでございます。一方で多額の不用額を出す、それからいま電算機の問題が会計検査院からはつきりとむだ遣いであると指摘されておるわけでございます。こういうことになりましたと、本当に血の通つた政治というのはむずかしいものだな、こうも思うわけでありませうけれども、しかしそれは私たちがやらなければならない大きな使命であるはずでありますから、そういう点に立ちまして大臣の決意のほどをお聞かせいただきたいと思ひます、いままで申し上げた問題についての大臣の受けとめ方についてもお答えをいただきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 不用額が多いというのはやはりそれなりの事情はあつただろうとは思ひますけれども、お話ししの事情はあつたに違ひございませうが、しかし予算の円滑な遂行というものは、これはどうしても必要な事項でございますので、今後とも一段と努力してみたいと思ひます。

また、会計検査院の指摘事項につきましては、これは指摘されるまでもなしに内部的に反省して改善しなければいけませんけれども、指摘があつたからには早急に改善措置を講じなければならぬものだと思ひます。今後とも中小企業対策に必要な予算はできるだけ獲得するように努力をいたしますけれども、反面獲得した予算に關しまして、これを適正に執行するということは役所でも公団でも当然の任務でございますから、そういうふうに取り計らつていきたいと思つております。

○森田委員 大臣、もう一つ基本姿勢といひますか、そういう点につきまして、会計検査院から指摘されなければ内部の機構が改善されない、こういうことでなくして、ひとつ積極的に、中小企業の方々みんな大変な中で経営努力なさつていらつしやるのですから、その見本を通産省が示すようなそういう行き方が欲しいと思ひますので、その辺の決意のほどをもう一度お聞かせいただいて、私は質問を終わりたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 そういう意味で、内務監査と申しますかあるいは役所の監督と申しますか、こういう点も十分今後気をつけて進んでいきたいと思ひます。

○森田委員 終わります。

○中島(源)委員長代理 神崎敏雄君。

○神崎委員 私がこの法案の位置づけ、またとらえ方に関しましてはまず伺つておきたいのは、本法が提出された直接の契機というのは行政改革から来ていることは明らかであります。この意味では、この法案審議では、行政改革のあり方として適切かどうかにか重点が置かれるべきであることは言うまでもありません。しかし同時に政府当局、事業団の側に立つて考えるならば、これを機会にその名も中小企業事業団と変えて八〇年代に新しいスタートを切る、いわば能動的に対処しようという立場に立つておることであるだろうと思ひます。第二中小企業庁という呼び名もある中小企業振興事業団が、中小企業事業団という名

でこの八〇年代初頭に再出発をする、そういうとらえ方をしてこの法案を重視しているものであります。こういう私の受けとめ方あるいはとらえ方についてまず大臣の見解を伺つておきたいのであります。

○佐々木国務大臣 まことにありがたい見解がございました。そのとおりの考えでございます。

○神崎委員 そこで、今回は文字どおり機械的統合であり、法文上でもこれといった新しいものはありません。しかし近い将来、早ければ次期通常国会にもこの事業団法の改正案が提出される可能性もある、こう見ておるのですが、この点はどうでしょうか。

○左近政府委員 実はこの両事業団の業務につきましては、今後いろいろな改善をわれわれも計画をいたしております。その第一着手といたしまして、実は今国会に中小企業倒産防止共済法の一部改正ということで、倒産防止共済制度の改善を考へております。当然これが新事業団の仕事になってくるわけでございますが、さらに中小企業に対する指導事業といたしまして、振興事業団には中小企業大学校というものを予算的にも置くことにしてあります。こういうふうには統合の過程におきましても新しい業務が入ってくるわけでございますが、さらに将来はいま御指摘のありましたように、八〇年代というのはやはり経済情勢も変わつてまいります。したがつて、新しい中小企業施策を次から次へと生み出していかねばならぬといわれわれは考へております。したがつて、今後は新しい政策を法律の形でお願ひする、その一部は事業団法改正ということにならうかと考へるわけでございますが、ただ、来年度すぐには改正が必要かどうかということにつきましては、実はこれから五十六年度予算の検討をわれわれもしていくなかでございまして、まだ明確には言えないわけでございますが、少なくとも予算措置等々についてはまた新しい事業をひとつこの事業団にお願ひすることができるよう、いろいろな計画をやつてまいりたいというふうに考へており

ます。

○神崎委員 三月十七日付の産構審答申で、八〇年代のいわゆる通商産業政策では、「新たな時代の課題に対処するため、中小企業施策体系を再構築し」、「云々と書かれております。すでに政府部内では八〇年代の中小企業ビジョンの作成とか、中小企業近代化促進法、協同組合法など、中小企業施策の中核を占めると言われる法律の改正の検討もされていると聞いております。これらの状況や見通しについて少しここで明らかにしておきたい。

○左近政府委員 産業構造審議会の答申は、八〇年代の通商産業政策のあり方といえますが、ビジョンを答申としていただいたわけですが、この八〇年代の通商産業政策の中で中小企業施策というのはまた非常に大きな分野を占めております。したがって、実はわれわれといたしましても産業構造審議会で御検討されるのと並行いたしまして、中小企業政策審議会におきまして昨年の九月以降八〇年代の中小企業政策ビジョンがいろいろあるべきかというところを御検討していただいております。中小企業政策審議会の企画小委員会というところで、現在その主査は隅谷先生でございますが、この主査のもとに、昨年九月以来八〇年代の中小企業施策はいかがあるべきかというところを御検討しております。大体煮詰まっております。五月ごろにはその意見をおまとめ願って、通産大臣に意見具申をしていただけたらというふうに考えております。したがって、今後は八〇年代の中小企業政策のビジョンに従いましてわれわれの政策を展開していきたいというふうに考えておるわけでございます。

一方、そういうことになりましたと、従来の諸法律についてもそれぞれ手直しをしなければならぬということも出てくるかと思っております。そのうちで中小企業協同組合法につきましては、実は八〇年代のビジョンを確定する前にも従来いろいろ改正すべき点がございますので、実は八〇年代のビ

ジョンが出るのにも先駆けて必要なものについては改正をしようという態度で、現在政府部内で改正案を鋭意検討中でございます。大体大筋はままりまして、現在いわば法制、法文化を急いでおります。したがって、これがまかりまして、おれば今国会にまかり次第提出をいたしまして、おければせながら御審議をお願いしようというふうにも現在考えております。この法制化、法文化の推移によりましてそういうことにはしたいと思っておりますので、何分よろしく願いたいと思っております。

なお、ほかの法案につきましても、八〇年代ビジョンができましたら、そのビジョンに従いましてそれぞれ検討いたしまして、改めるべきものは改めていく、あるいは新しい施策を打ち出すべきものは打ち出していくということにまいりたいというふうに考えております。

○神崎委員 せっかく文字どおり中小企業政策のビジョンに立ったそういう形の作業を進めていただきたい、こういうふうに希望を申しておきたいと思っております。

いままでこちらが伺ったことについてお答え願ったことを、こういうものの状況を念頭に置いて、以下八〇年代の中小企業施策のあり方との関係で事業団の運営業務について質問を進めていきたいと思っております。

事業団の大きな役割は、中小企業の高度化事業への助成であります。ところで事業団がかかわる高度化事業に参加した企業は中小企業者総数の何%になるでしょうか。

○中澤政府委員 高度化融資事業に参加いたしました中小企業者数でございますけれども、パーセントで申しますと一二・五%でございます。実数で六十七万企業となっております。

○神崎委員 振興事業団ができて十年たちますね。そこで、いまお話しの一・二・五%、一割そこそこの実態です。このことは、では八割以上取り残してきたということでありまして、次に、貸し付け予定額の未消化分はどれぐらいあるのか。五十一年度以降について明らかにしたい。

○中澤政府委員 五十一年度以降の高度化融資事業貸し付け予定額のうち、未消化に終わった金額でございますけれども、五十一年度につきましては六百五十八億円でございまして、五十一年度につきましては六百九十三億、五十三年度につきましては補正後四十六億という実績になっております。

○神崎委員 事業団からいただいた資料によりまして、五十一年度予算書では前年度剰余金が三百四億、五十一年度剰余金が六百十三億、五十三年度剰余金が八百二十億となっております。振興事業団の剰余金がこう年々大幅にふくらんでいるというところはどうか、この事態をひとつ説明していただきたい。

○中澤政府委員 先ほど先生御質問の趣旨を、予算の貸し付け予定額のうち未消化分というふうに乗ったものでございまして、剰余金につきましましては前年度の決算に生じた未消化額と前年度の決算に生じた未消化額を計上いたしますので、数字的に予算の未消化額と合わないわけでございます。

剰余金の生じた理由につきましては、主としてオイルショック後の非常に長期にわたります不況の問題、それから円相場が急に高騰いたしましたために事業の予定実績が落ちまして、貸し付けの予算計上の予定額を下回ったということが原因でございます。

○神崎委員 さて、これまでに高度化事業を実施した組合は単純累計で一万数百になつておると思えますが、そこではすべて順調に上つておるのでしょうか。大量の資金を投じた高度化事業が当初の期待どおりの成果を上げていない、こういう実例もあるということはお認められますか。

○中澤政府委員 高度化資金の融資につきましては、計画の作成段階から都道府県の職員と中小企

業振興事業団の職員が協力いたしまして、診断その他の指導を十分に行つておるわけでございますけれども、現実問題といたしましては、融資先によりましては高度化の事業の実施を行いましたが、不況に遭遇いたしまして受注が急速に不振になるということ、あるいは立地の環境変化という問題等によりまして事業が不振に陥るというふうな事例も生じております。そのために一部のケースにつきましては事業の閉鎖にまで追い込まれるということも現実問題としては出ておるわけでございます。しかしこのような場合におきましても、都道府県と振興事業団が相互に協力いたしまして、極力その中小企業者に対しては金融あるいは経営の相談に応ずるといふような方向で解決に努力しておるというのが実態でございます。

○神崎委員 いま解決に努力しておられるというのは、それはこれからじゃなしにいままでも努力をされてきたのですか。

○中澤政府委員 そのとおりでございます。

○神崎委員 それではその成果について二、三事例を挙げてお答え願いたい。

○中澤政府委員 二、三の事例を申し上げますと、一つの例は小売商店の共同事業でございますけれども、ある大型店の進出によりまして経営上非常に事業の遂行がむずかしくなつたというケースがございまして、県の指導によりまして再建を図りまして、一括の繰り上げ償還命令という形で、組合の資力に応じて分割の形で資金を回収しておるというケースがございまして、それから、これも九州の方のケースでございますけれども、雑貨あるいは衣料品の事業で、造船不況のために人口増加が予想以上に伸びなかったために売り上げ不振が出たケースがございまして、これにつきましても県の経営診断あるいは事後指導を通じて、第三者に店舗の管理、運用を委託するといふようなことで、組合の財源を分割して返済するといふ形にしております。

○神崎委員 その問題についてはまた別の機会に、少しこちらの実例を展開しながら聞きたいと

思います。

私はここに中小企業研究懇話会の高度化事業制度の展望という文書を持っておりませんが、これは振興事業団内部の研究会の報告書なのでしようか。振興事業団理事長からお答え願いたいと思います。

○斎藤参考人 高度化問題の検討会は、事業団内部の検討会でございます。

○神崎委員 この中で、高度化事業の総括を行った上で、今後の役割について、高度化事業の意義、役割がますます高まっていることを強調されています。そして、高度化事業推進条件の変化についても触れておられます。確かに私は曲がり角にきていることは事実だと思うのです。第一に、生産力の拡大だけを強調する時代ではなく、第二に、国際競争力の強化を錦の御旗に掲げることもできなくなりました。第三に、地方財政の危機が深まっております。こうした点だけを見ても七〇年代そのまの運営方針では実態に合わなくなってきたことは明らかであります。これから事業団のあり方についてどう改善していくべきか、検討の用意はあるか、またその際中小業者、地方自治体など幅広く関係者の意見を聞く用意があるか、こういう点について大臣から見解を求めたいと思います。

○左近政府委員 いま御指摘のような経済情勢の変化をとらえまして、八〇年代における高度化事業というものは、そういう時代に即した体制をとっていかねばいけないというところは御指摘のとおりだということも考えております。われわれといたしまして、そういう点で高度化事業の内容容については絶えず検討を加えていくわけでございます。今後、事態に応じていろいろな面で考えなければいけないと思いますが、考えられる一つの方向といたしましては、小規模零細企業者の高度化対策というものが、従来にも増してやり方を考えて実施を増加していかなければいけないというように、これが考えられておりますし、あるいは都市型の中小企業の高度化というようにものも

考えなければいけないというふうな点がございまして、そのほか御指摘の地域問題というふうなものにも即応するような体制を考える必要があるし、事業を一緒に実施しております都道府県の事情も勘案しなければいけないという点もございまして、そういうことで、高度化事業の将来のあり方につきましては事業団でも勉強していただいておりますが、さらに都道府県とかあるいはいろいろな面での御意見も十分取り入れまして、今後の高度化事業の改善というものを新事業団の手によって進めていくということを考えておるわけでございます。

○神崎委員 これは、この法律ができ上がりました後で非常に大事な問題になってくるので先ほどは通産大臣の見解を求めたのですが、特にこれらの事業団のあり方について改善していくという、その中ではやはりいま挙げました地方自治体、中小業者、こういうところよく話し合っていく、各界の意見が幅広く聞いていくということ、これが法律が生かされるか生かされないかの分かれ道になると思うのです。従来は往々にしてそれが不十分であった。だから改善改善と後追いついて、やっても常に実態はどんどん違った方向へ行っている、こういうのはわれわれが今日まで体験してきた、お互いにそれは認識あると思うのです。この点大臣が決意を持ってこれに対応していただけるかどうか、これからの審議あるいはこの法律の活用についても大きく影響があるわけなんです。そこで伺ったわけなんです。

○佐々木国務大臣 私も田舎で、選挙区で高度化と申しますか、近代化と申しますか、いろいろお世話申し上げたこともございますけれども、お説のように地方公共団体、特に県庁との意思の統一と申しますか、これが一番かなめであることはお話をとおりでございまして、今後ともこの事業団を健全に伸ばすためには、特に地方公共団体との連携を密にすることが大変重要だと思っております。

○神崎委員 ぜひその趣旨を貫いていってほしいと思うのです。

これは後の質問にも関連しますが、続いて申し上げますが、事業団の使命を果たしていく上で今後さらに重視されるべきことは、小規模、小零細企業者にとつてもっと利用しやすいものにしていくという点であります。そのために改善しなければならぬことは数多くありますけれども、まず第一に資金力の弱さという点への配慮が必要であります。続いて、工場共同利用事業などの助成、こういうものに一層のかさ上げを要求するものですが、この点はどうか、お答え願いたい。

○中澤政府委員 現在の高度化事業の中で小規模零細企業に対する融資につきましては、従来から条件の緩和と申しますか、これを有利にする方向で努力をしておるわけでございまして、現在一般的には融資比率を六五〇というふうにしておるわけでございまして、小規模零細企業向けに高度化事業につきましては、たとえば工場の共同利用事業あるいは小売商業の店舗共同利用事業、さらには貨物自動車運送事業所に対しまして共同利用事業等につきまして、事業の性格に応じまして融資比率を八〇ないし九〇というふうにして高めております。その他貸付金利あるいは償還期限等につきましても、一般の高度化事業に比しましてかなり有利な条件で融資を行っております。これは、今後ともこれらの問題につきましては逐次改善に努力していきたいというふうに考えておるわけでございます。また、小規模零細企業に対しましては、高度化計画の作成段階におきましてこれがかかり負担になるという現状にございまして、通常のケースと異なりまして都道府県におきまして事業の具体的な計画の作成、これらを十分指導、助言するというふうな制度も取り入れておるわけでございます。

○神崎委員 小規模、小零細業者に対しての融資は八〇％から九〇％出しておる、少し聞きにくかったのですが、そういうふうに聞かされたのです

が、従来そういうふうになっておりますか。同時に、いま質問した工場共同利用事業というものの対する助成のかさ上げについては言及されなかったのですか。もうちょっとゆつくり言ってください。

○中澤政府委員 先ほど例示をしたわけでございますが、たとえば貨物自動車運送事業所共同利用事業につきましては融資比率を九〇％としております。また、工場共同化事業及び特定小売商業店舗共同化事業につきましては八〇％の融資比率にしております。これはいずれも小規模零細企業向けの高度化事業でございまして、通常の六五〇の融資比率の例外としてそのような融資率を設定しておるわけでございます。

○神崎委員 申請した額に対する八〇とか九〇とかいうパーセンテージなのですか、件数に対する八〇とか九〇というパーセンテージなのですか。

○中澤政府委員 件数ではございませんで、総事業規模に対しまして事業費の融資比率がそのようになりまして、また、そのうちで事業団と県が応分の比率で貸し付けの負担をする、こういう形になるわけでございます。

○神崎委員 第二に、高度化事業の計画作成過程での一層きめ細かい指導、援助の体制がどうして必要であるかと思ひます。実はこの点で改善すべき重大な問題があるのですが、この高度化事業の重要な特徴の一つは、指導診断事業と融資貸付事業が結合されているという点にあります。ところがその計画診断事業が形骸化しているのではありません。そういう事態が生ずる経過を少し詳しく申しますと、まず振興事業団の側から言いますと、年々事業規模を拡大したいと考えます。高度化の促進が事業団の使命ですから、各県に高度化事業をやる意向を打診するわけです。各県は有力業界の有力者に声をかけ、高度化事業の事例研究会が行われる。この段階で小零細業者の声がかかることはまずないのです。そして県の指導課と業者組合の間で詰めが行われていくわけです。そして、高度化計画がこういう中で作成されてい

く、県も予算化してそれを実行する方針を固める、組合が貸付申請を出す、県は中小企業庁に予算要求をする、こういう経過をたどりま。そうして、その計画が妥当かどうかの計画診断が行われるわけでありま。

実は、私も、県の計画診断に従事してある職員の方と直接面談して実情を聞いてまいりました。その方が訴えられることは、高度化事業の計画診断はどやりのないものはないというものでありま。それは、長い期間をかけて数十ページにわたる診断書を作成して計画の不適切な点を勧告しても、指導課の方からこの表現は削ってほしいとか、何とか言い方を変えてくれ、こういうふうに言われるというのでありま。つまり行政ペースではすてにやるといふ方針を固めてい、そのときに国の心証を悪くすることは得策ではないので、できる限り当初計画どおり実行したい、だから診断報告を修正せよと言われ、こういうふうに言うのでありま。私は、いづれこのどの計画診断でそういう事実があるということとをここで問題にする人を傷つけることになりま。それから、あえて個別事例は指摘しませんが、しかしこういう形でラフな計画、過大な計画がそのまま認められていく。計画診断が形骸化しているというところは紛れもない事実でありま。

また、事業規模が五億円を超える場合、振興事業団の職員が商工中金の職員とともに現地向出して診断をされています。しかし、そのときはすでに県の診断が終わり、それを見た上で二日か三日の診断です。しかもそれは往々にして業者組合の酒席の接待の場に出ることが多いというところも直接面談をして聞いたこととす。

以上の実情につきまして、政府の見解あるいは事業団理事長の見解をここでひとつ詳しく伺っておきたいと思つてあります。

○左近政府委員 振興事業団の高度化融資の特徴は、御指摘のありましたように融資とそれから診断というものが結合しておる点でございまして、事前に診断をいたしまして、その高度化計画とい

うものが完全に実情に合っており、また将来についてもちゃんと見通しが立つておるといふことを診断で十分把握した上で事業を実施するということとございまして、これは、事業団なり県が金を貸す側としてその事業の成功を予測するという側面もございまして、一面事業者自身がその診断を受けることによって、単に金を借りて物をつくるというだけでなく、高度化計画というものを完全に実施するためのアドバイスを受けるという必要があるということからこういうことになっておるわけとございまして。したがって、これがうまく機能したとせよと単なる金融になりまして、事業団が考えておるような目的にはそぐわないということになるわけとございまして。

御指摘のような事例、私、そういうことがあつてはならないと思ひますけれども、現実としてそういうことがもし仮にありとすれば、われわれとしてはこれは十分反省をしなければいけない点であると思ひます。したがって、今後につきましては、振興事業団ができて高度化融資ができた当初の精神に返りまして、この診断指導というものを十分徹底し、その上で実際の資金の貸し付けをやるという本来の趣旨を十分生かしたいというふうな考えをわけとございまして。

○斎藤参考人 ただいま中小企業庁の長官からお話でございましたように、この高度化事業は、事業によりましては百億あるいは二百億と多額の資金を投じます事業もあるわけとございまして、これがうまく成功しますためには、事前の診断あるいはそれに基きます各種の打ち合わせ等が十分に練られますことが、その計画を成功に導くゆえんであるというふうな私どもも考えておるわけとございまして。したがって、大きな事業になりま

す、計画に入る前の事前打ち合わせと申しますか、事前指導というあたりから十分に検討を重ねまして、ある程度計画が固まりました段階で、今度は計画の診断、さらに着工する前の建設の診断、その後の運営の診断と、各種の診断を重ねまして成功を期しておるわけとございまして。

なお、この診断は県が主体で行うものでございまして、県の要請がございませう場合と、それから特に大口のものにつきまして事業団の指導部の職員が県と一緒にになりまして診断を行う、こういうたまたまになっておりますので、県の診断後に事業団が単独で診断を行うということはございません、必ず一緒に診断は行つております。

それから、この診断の際には、参加者全員につきまして面接をしてその経理状況等も審査をいたしております。そのために、短期間の間でと深夜まで診断事業といひますか作業を行うということもございませうけれども、業界の方と酒食をとともにするといふようなことはやらないように厳重に注意をいたしておるわけとございまして、今後ともその点は十分に気をつけてまいりたいと思ひております。

○神崎委員 いまのことで越智さんの方は何も意見ないですか。

○越智参考人 中小企業共済事業団は、小規模企業共済制度と中小企業倒産防止共済制度の運用をいたしておりますので、ただいまの事柄は私の方に関係がないのでございませう。

○神崎委員 いや、関係ないのはわかつているのですが、いま言うておるようなことについてあなたの意見がないかということをお聞きしているのです。

○越智参考人 日ごろ業務として取り扱っていることではございませう事柄でございませうが、ただいまの先生の御質問等は非常に大きな仕事上の関心を持って拝聴しました。

おっしゃるような事柄はもちろん起こつてはならないことだと思ひますが、ただいま長官並びに斎藤理事長からお答えしましたようなことであることを信じて、本心にそうだな、こういうふうにかける次第でございませう。

○神崎委員 統合され統一されるという観点から、意見を聞いておいた方が後にまた何かの参考になる、かように思つて聞いたわけとす。次に進みますが、私どもの調査はことしの三月

であります。しかし私の指摘を裏づける現象は、もっと早くに会計検査院の調査でも指摘されているのです。たとえば、五十二年会計検査院報告によりますと、四十九年度から五十二年度までに貸し付けたもののうち三百七十八件について調査したところ、適切でない認められたものが四十七件もあつたとされております。なぜこういう事態が生じるのか、そして会計検査院の指摘を受けてどう改善したのか、これを承りたいのでありま。

○左近政府委員 昭和五十二年の会計検査院の検査によりまして、中小企業振興事業団の業務に關しておつたやうな指摘を受けたわけとございませう。

こういうふうな貸し付けについての事故を是正する意味におきまして、振興事業団といたしましては、当方からも指導をいたしまして、まず中小企業者に対して制度の周知徹底を図るということ。第二点として、都道府県に対して診断の充実、貸付金の使用状況の確認、それから貸付対象設備の事後管理を徹底させるということ。それから第三点として、事業団の直接貸付事業についても利用状況の把握に努め、貸し付けの適正を期するといふやうなことに付いて、会計検査院にも改善を促すといふことを報告いたしまして、それを今後実行するといふことでやつてきたわけとございませう。

中小企業庁といたしましては関係の都道府県あるいは中小企業振興事業団に対して、貸し付けの、つまり指摘がありました不適正なものを改めるように厳重に注意をいたしましたけれども、今後こういうことが起こらないように、先ほど申しました諸点について会計検査院に振興事業団が報告したように実施に努めるといふこと、それからまたわれわれの方といたしましては振興事業団に対する監督を厳重にやるといふこと、あるいは都道府県についても注意を促すといふやうなことをやつてきておるわけとございまして、今後こういうふうな指摘を受けないやうにやつてまいりたいと思ひます。

いと考えております。

○神崎委員 この会計検査院報告で重視すべきことは、施設等の遊休が多いことです。たとえば北海道の繊維卸事業協同組合が共同施設事業として取得した土地七千九百九十六平米のうち四千六十一平米が利用計画もなく遊んでいいます。これは半分の土地です。事業団貸し付けにしても、千三百二十五万円が遊んでいっているのです。さらに大阪のサンダル協同組合の場合共同施設の全施設が遊休している。ここでは二億三千三百万円の貸し付け全部が適切でない、こういうふうに指摘しておるのであります。

こうした例が調査した件数の一割を超えていることは重大です。そうして会計検査院の指摘でも、貸し付けに当たっての審査が確に行われていない、こう述べているのであります。私が計画診断の形骸化を言っているのはこのことなんです。会計検査院の報告ですら私の言っていることを裏づけている。翌年の五十三年度にも不当と認められる貸し付けが指摘されている。これからの問題についての改善とか、いまいろいろお答えがあったのですが、いま挙げましたことについてひとつ納得のいく御答弁をいただかぬと、これからはこうするということの程度ではこの重大な法案の審議に際してこれは非常に大きな問題だと私は思うのです。これらについて責任のある答弁をひとつ関係責任者からしていただきたい。

○左近政府委員 会計検査院の指摘のあった事例につきましては正措置をとっております。いま御指摘のあったようなケースにつきましては繰り上げ償還、つまり借りた金を繰り上げて償還せよということにいたしました。いわば貸付金を引き上げるという措置を講じたわけでございます。その実施をいたしました都道府県についても厳重な注意をいたしましたわけでございます。それから、一つの問題は、御指摘のように貸し付けに当たっての審査、これは診断も含めてでございますが、これについて、先ほどの御注意もございましたように点についてわれわれも十分反省

省をしてみなければいけないということを考えておりますし、それからもう一つは、やはり貸し付けた後の事後管理と申しますか、貸付対象が本来の目的に十分使用されているかどうかという監視を絶えずやっておらなければいけないということを感じておるわけでございます。

したがって、指摘された当該のものについてはそれぞれの措置をいたしました。さらに今後の問題については、そういう事後管理体制を厳密にやるということも事業団にも話をして実施をしてもらうておるわけでございますが、今後これを十分徹底したいということを考えております。

○神崎委員 そういう一般的な、いわゆる官僚答弁的な答弁では納得できないですね。これだけ検査院からも指摘され、その事前に私も指摘いたしました。その裏づけがこうなっている。この中で、反省する、将来せぬようにする、そう言うてしまえばいいですけれども、しかしそれではいまままでやってきたのは一体どういうことだったのだ、こういうことになります。これは誤解していただるは困るのですが、後での質問との関連があります。なぜこのことを私は重視するかと言え、ここで貸し付けを今後とも厳しくせよとか、もっととばれ、こういう立場でこれを言っているのじゃない。大きな借金を抱え込んだ業者の立場に立つて、そういう計画段階での指導、援助、これにもっと汗流せ。いま斎藤さんは、そういうことについては徹してやっているんだというふうな話もありましたけれども、こういうことは金を借りる側の立場に立つて、そしてまた事業団も企業庁も本場にその立場に立つて計画や指導を援助されてきたら、適不適その段階で発見できるし、そうしてそういう形で大きくせつかくやろうと思っていたものがやれなくなったりあるいは全部取り上げられてしまったり、そういうことが起こらなくて済むと思うのです。

ただあなた方は、それはちょっと不十分であったとか、不親切であったとか、手抜きがあったか

らそういうことになって、そして検査院から指摘されてあわててそれに対して修復した、こういうことになるのでしょけれども、相手側から見たら一体それはどういうことになるかということですね。これはもうちょっと納得するような答弁を再び私は要求したい。

○左近政府委員 まさに御指摘のとおりでございます。この高度化資金を貸し付けるに際しまして、十分な診断をやり指導をやって実施をいたしました。いまお話にありましたように事業をやりますと結局うまくいかない。そうすると事業をやった方々にも大変な御迷惑がかかる。これはまさに診断をいたしましたときの県の職員あるいは一緒に参ります振興事業団の職員がやはり十分に配慮しなければいけない点だろうというふうに感ずるわけでございます。その結果として指摘されたものについてはそれぞれ措置をいたし、繰り上げ償還等もいたしたけれども、本来は御指摘のようにならないうちに、中小企業庁、振興事業団、それから中小企業行政をやっております都道府県が一体になりまして、中小企業が高度化の目的に沿うような事業ができるように、事前に十分に御指導をいたさなければいけないことは御指摘のとおりでございます。そういう精神になりまして、高度化資金というもののついて、資金をわれわれが十分に潤沢に獲得はいたしますが、それはまた現実に事業になるときの配慮が従来よりも増して厳格に実施をしなければいけないというところを感じております。

○斎藤参考人 ただいま先生御指摘のように、昭和五十二年の会計検査において三十七組合、四十七件につきまして会計検査院から御注意を受けたわけでございます。この内容は、大半は高度化資金を借り入れまして、設備をいたしました点につきましては計画どおりに設備はつくられておるわけでございますけれども、たとえば組合員の脱退等によりまして組合の要件を欠くに至った。最低四人必要でございますところが三名になってしましまして、そのために一人の出資口数が法定よ

りも多くなるような、つまり全体の四分の一を超える出資口数になってしまったケース、結果的にこれは協同組合法に反しておるのではないかと、そういう御指摘がございましたものもございいます。それから、御承知のように協同組合法では員外利用を二割以内というふうに定めておりますけれども、たとえば共同で倉庫をつくりました場合に、組合員の人が事業不振で余り倉庫を利用しない。倉庫の回転率を高めますために組合員外の荷物をその倉庫に入れます。その結果年間組合員外のいわゆる員外利用が二割を超えてしまった。あるいは組合員の中の特定的の方が倉庫面積の五割以上を使っておったとか、そういう組合の運営の実態が法に照らして好ましくない、こういうことによる御指摘が大半であったわけでござい

ます。こういうものにつきましては、組合員が足りないものにつきましては直ちに組合員を補充をいたしまして、法定の要件に合うようにさせましたし、それから法定要件以上に員外利用があったものにつきましては、組合員の利用を高めるようにいたしました。法定要件内におさめるようにいたしました。特定の組合員が非常に利用度が高かったものについてはその人の利用を低めるようにいたしました。なるべく過半の人がその共同施設を利用するように、そういうことで指導をいたしたわけでございます。

ただ、中にはやや悪質なものもございまして、融資の対象といたしました設備の中のごく一部でございまして、一部の機械を他に転売をしておったケースでございまして、あるいは事業計画が縮小されましたために、融資は総事業費の六五%までとなっておりますが、結果的に六五をオーバーするような形になってしまつておったとか、あるいはただいま先生の御指摘のございました遊休土地があったという点でございすけれども、これは実はもっと倉庫を拡張することによって最初の計画ができ上がつておりましたものが、計画が変更されて縮小されましたために結果的に土地が遊休土地になってしまった、こういうもので

でございます。こういった悪質なものにつきましましては直ちに償還命令をかけまして、全額すでに融資額については償還済みでございます。

ただ、いずれにいたしましても員外利用が非常に高いとかあるいは組合の要件を欠くに至っているとかは、組合の運営につきましても監督が不十分な面がございますので、県等にお願いをいたしましてさらに十分監督をするように現在指導していただいているところでございます。

○神崎委員 いままで申しましたように、来るゆえんというものは、振興事業団指導型、行政ベース指導型の計画がまかり通ることは、これは断じてあつてはなりません。零細業者の高度化事業にはとりわけその自主性を尊重して、踏み込んだ援助の体制が大切であります。だからこそ特に私はここで大臣に確かなお返事をしていただきたいのは、現在の実情を洗い直して、そうして一遍改善する、こういうふうにならねばならぬ全部か、ひとつ大臣の答弁をこの点について求めておきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 高度化あるいは近代化と申しましても、組合化と申しますか、その目的と実際にそれを運用する場合には大変食い違ひが起るのにはやむを得ぬことだと思ひます。私もいろいろやってみましても、実際に出発してみますという問題が起きてきましてなかなか思うよういかないという、いま公団の理事長さんからお話がかんざいしたように、大変むずかしい問題をはらんでいるわけでございます。これを全部一遍に洗い直すといつても大変なケースでございます。よし、やはりその状況を見ておつて、特にこれは注意をしなければいかぬというものに関して指導を強化していくというふうな行き方しか、実際問題としてはとれないのじゃないかという実は感じがいたします。

○神崎委員 いままでのでやつを全部洗い直して改善せよと言つたつて、それはできっこないことはよくわかつておりますが、これから新たに出発す

るときです。この法律ができますと。そうなるときに、この機会に、過去にいろいろな問題点がありましたからその問題点についての重視と、そしていまだで流れているような形で問題を処理しない、いま大臣がおっしゃったようにこれは大変なものだということになれば、これに対してはいわゆる借りる側の立場に立つた親切な援助、助言、そういうこと体制を徹底的に固めてほしい、こういうことなんですよ。言うてゐることはわかりましたか。

○佐々木国務大臣 私もそういうことだと思ひます。やはり選別しまして、これは危険だと思ふ点に關しましては十分な監視、監督、指導と申しますか、していくということだろふと思ひます。

○神崎委員 それも重ねて言ひますが、厳しくして借りられるものも借りられないようにするのじやなしに、そのことによつてむしろつづいていくことに加勢するようにならねばならぬ立場で言つてゐるわけですから、これは誤解してもらつたら困るのです。

では、きょうのところはこれで時間が来ましたので、この問題で終わりますが、きょうの最後に聞いておきたいのは、いま都道府県の指導の問題を取り上げましたので、これと関連いたしましてもう一つ根本的な問題を提起しておきたい。

それは、事業団の高度化事業の大きな特徴は、都道府県との協調型であるということです。先ほども地方自治体との話が出ています。したがって都道府県も予算化することが絶対必要なんです。都道府県が中小業者にきめ細かく指導援助できる体制がどうしても必要なんです。実は国の施策が生きるか死ぬか、先ほど言ひましたが、その決め手を都道府県の姿勢、体制が決めるといつても言い過ぎではない。なるほどすべての都道府県に中小企業総合指導所的な機構があり、振興事業団の研修も受け、中小企業診断士の資格を持った職員が一定数配置されておられ、形は整つてゐるのですね。しかし、実はここにも問題がある人

が配属されたといひます。ところが、一年間はそこで動めて、そして二年目には振興事業団の一年間の長期研修に参加する。帰つてきて一年もたつと配置がえがあつて全く違う課に配属されてしまふんですね。こういうことが頻りに起つてゐるのです。一年間の長期研修がいよいよだになつておる。有能な職員が県の担当課になかなか蓄積されない。この種の悩みは意外に多く聞いておるのではありませんが、本当に中小企業の育成振興に意欲と能力を持った地方自治体の職員をどれだけ数多く養成していくか。この点は国の施策の円滑な実行に伴つても大きな課題になつてゐると思ふのであります。この点から見てとりあえずできることは何か。可能な限りで結構ですからお答えをいただいて終わりたいと思ひます。

○左近政府委員 この中小企業政策というものは、国がいろいろやっておりますが、実際に中小企業の方に接しまして、実際の仕事をやつておくことのはほとんど大部分は地方公共団体がやつておられるわけでございます。したがつていまして地方公共団体、ことに都道府県の職員の資質の向上が非常に必要であるといふことは御指摘のとおりでございます。

そういう点で、実はこの振興事業団におきましても都道府県の職員の研修をやつて、それで一年間の長期研修以外にもいろいろな研修がございますが、そういう研修によつて職員の能力向上に努めておるわけでございますが、御指摘のように県におきましても、もちろんそういう知識、経験のある人は中小企業の指導関係に置いておるわけでございますが、やはり時たま、人事行政という点から、指導業務にある人が他の部局にもかわらざるを得ないといふようなことがございます。ことに振興事業団の一年の長期研修を終わつて直ちに配転になつたというケースは、これは余りないようで、われわれの調べているところでは非常に特殊なケースで、最近の五年間でも毎年一人ぐらゐりかないといふふうになつては承知しておるわけ

でございますが、こういうことは極力われわれも県に話をいたしまして、人事政策上やむを得ないものを除いては極力やめてもらふようにしております。

また、県といひましても職員自身を考えますと、もちろん指導業務に主として従事させますが、時たま他の業務に移つて経験を積みますことも必要だといふ配慮もあるようでございます。したがつて、絶えず指導業務に従事するということがわれわれが強制するわけにはいきませんが、しかし主たる業務はやはり研修を受けた人は指導業務をやつてもらふ、そして経験を積むという趣意において時たま外部の経験も積むということ、在任期間中の蓄積した能力が十分この指導の仕事に發揮されるように、われわれは県の人事当局にも常に要望するわけでございますが、今後ともそういう要望をする。そして傍らそういう中小企業の指導に当たつてゐる方々の研修等々は、われわれの振興事業団を中心に今後の新事業団にそれを引き継ぎまして、さらにこういう能力向上の仕事は活発にやつてまいりたいといふふうな考へておるわけでございます。

○神崎委員 改善方について可能なだけの今後の知恵をひとつ体制その他について考へてほしい。それで、できるだけだけの範囲でその知恵をしぼるところを聞きたいと思つたのですが、経過報告に終わりましたので、また次の機会にその点も伺いたいと思ひます。

○中島(源)委員長代理 横手文雄君。○横手委員 民主党の横手でございます。

この問題につきまして若干の御質問を申し上げますが、わが国の中小零細企業は総じて非常に弱い立場にあります。したがつて経営者も経営面においてあるいは金融面その他大変な御苦勞をされておられますし、またそこに働く人々も一部を除いて労働条件も非常に低い、こういうこともまた事実であります。しかし、今日の日本の産業を支えている、それは中小企業に大きなウェイトがか

かつておるといふこともまた事実でございます。したがって、国としてもこれら中小企業強化育成のために力を尽くしているところでありますし、なおまだ不十分な点があると言わなければなりません。

今回提出されましたこの法案は、衆議院の商工委員会調査から出されております問題点等を見ましてもいろいろ指摘されております。その中に「振興事業団及び共済事業団の業務は年々拡充され」、「その役割は益々重要なものとなってきている。」しかし一方で振興事業団と共済事業団との統合問題、この「検討の結果、両事業団の統合は、中小企業行政を行う上においても混乱はなく、むしろ効率的であると判断されるに至った。」

こういふことが述べられておるわけでございませう。しかし、聞くところによりますと、後ほど提案をされる新エネルギー開発機構の発足に伴って、行政改革の一環として、一つふえるからどこかを減らさなければならぬ、こういう観点に立ってそれがこの事業団に向けられてきた。そのつじつまを合わせるためにこの合併が行われたということも聞いておるわけであります。単にそういうことであるとするのが国の中小企業にとってきわめて残念なことでありませう。中小企業にそのしわ寄せを持ってくるあるいは弱者がまたすみっ

こに追いやられてしまった、こういうことが全国五百八十万中小企業者とそこに働く三千万労働者をがっかりさせてしまうのではないか、こういう懸念が憂慮されておるわけでございませうけれども、この点についてまずお伺いをいたします。

○佐々木国務大臣 この合併問題が発生する過程におきましては、お説のように新エネルギー総合開発機構の設立に関連して、こういう道行きをたどったというところは事実でございます。しかし、そのこと自体が結果において大変悪であるかと申しますと、私は決してそういうふうに考えておりません。むしろ両機構が合併することによりましていろいろの利点もおのずから出てくることでございませうし、また、これを契機にいたしまして中

小企業の対策の一番の中心機関として、より強化した形で中小企業の皆さんのお役に立つのじやないかというふうに考えますので、言うなれば禍を転じて福となすと申しますと言ひ過ぎかもしれないけれども、そういうふうに出ていきたいと思います。いうふうに出ていきたいと思います。

○横手委員 それは杞憂にすぎない、むしろこの法律の制定によって中小企業対策はさらに強化される、それが前提であると解釈をし、そう信じてよろしい、こういうことでございませうね。

○佐々木国務大臣 そのとおり解釈していただければ大変ありがたいと存じます。

○横手委員 現在合併を予定されておりますこの二つの事業団が行っている事業、つまり中小企業に対する施策のメニューといひましようか、そういふものはおおむね三つあり、すなわち振興事業、共済事業、倒産防止事業でありますけれども、今後いまだ言われたような前提に立つて行われたいというところであるとするならば、中小企業に対してこのほか新しいメニュー、中小企業政策を強化するための新しい事業メニュー、そういうものが用意されておるかどうか、そのことについてお伺いをいたします。

○佐々木国務大臣 足らぬところは長官から補足しただけありたいと思ひますが、いま申しましたようなそういう従来の両事業団の持つておる事業はそのまま継承し、これを強化していくわけですから、これも有機的に一体に結びついていくためには、新しい内容を強化するばかりでなしに、新しい一つのファンクションが必要なことには御承知のとおりでございます。その一番いい例は何と申しまして情報をお互いに出し合えるということに一つ一つの重みが出てくるんじゃないかと思ひます。

〔中島(源)委員長代理退席、委員長着席〕
また、いままで全然なかった一つの事業といひましては、中小企業の人的資源の培養と申しますか、そういうソフト面における一つの事業もこの事業団で担当していくわけでございます。そ

ういう点を考えますと、言うなれば従来なかったハードな一つのウエアというものからソフトウエア的な面に中小企業政策がだんだん強化されていく、その担い手としてこの事業団が一つの大きい任務を新しく持つていくわけですから、そういう面から見まして私は大変いいことではなからうか。もしそうでなければそういうものをみんな分散して担うわけでございますので、そういうものの強化はできぬわけでございます。中小企業事業団と一本でいった場合には、そういう点も統一して担っていくわけでございますから大変いいんじゃないかならうかというふうに考えてございませう。

○左近政府委員 大臣のお話を若干敷衍して申し上げます。

今後やるべき仕事といひましては、やはり大臣御指摘のように人材養成というような分野が非常に大きくなっていくかと思ひます。そういうことを考えまして、実は従来振興事業団にございした研修所を今年度の予算から中小企業大学校ということに改称いたしまして、中小企業者に対する研修機能を格段に飛躍的に発展させようというふうに考えております。したがって、こういうものの関連の事業が今後相当ふえてまいりたいと思ひます。

また、最近の中小企業に一番必要なものは適時適切な情報でございますが、この情報につきましては、従来とも振興事業団は情報を各方面から集めて府県を通じて中小企業者に流しておるわけでございませうが、最近では商工会とか商工会議所あるいは中央会等々がそれぞれの地元の中小企業の現状を定期的に把握いたしまして、これを振興事業団でまとめて日本の中小企業の現況の把握をしております。これも五十四年度から始まった仕事でございまして、五十五年度にさらに拡充されることになっておりますが、こういう中小企業の現況をありのままに把握をしていく、それをわかりやすい早期に把握していくというふうなこともこれからの大きな仕事にならうかと思ひます。これは

ほんの一例でございますが、そういうふうな形で新しい分野が開けると思ひますし、また、今国会に御提案申し上げております、倒産防止共済制度の改善を考慮しております倒産防止共済法の改正というものもございませう。そういう意味で従来の施策も改善していくし、それから新しい分野にも踏み出していくという道が相当あるんじゃないかというふうに考えている次第でございます。

○横手委員 そういった中小企業者にとってこの法律ができて、先ほど大臣おっしゃいましたように中小企業政策が非常に強化された、こういう目に見えた成果が出ることを期待を申し上げる次第であります。

次に、いまでも少しお触れになりましたけれども、中小企業倒産防止共済、この中小企業共済事業団から出されておりますパンフレットがございませう。「加入してよかった、こういうことでございまして、そのあらましと、さらにA社からZ社まで二十六社のいろいろの例が書かれておるわけでございます。これを見ますと、この倒産防止共済非常によかった、こういうことが随所に出てまいります。何かはつたばたばたおちてたかどうなおいしい話がずらりと並んでおるわけでございます。私は、それはそれで結構であらうし、こうやって加入促進をしてみたいと思ひます。こういふことが、その中でいろいろな例がございませうけれども、三つ、四つ挙げてみますと、売掛金の債権の保全策を痛感したあるいは信用調査だけでは安心できなかったあるいはまた銀行には言いにくい貸し倒れ補てん融資制度あるいは円高不安の解消のために、年末の金繰りが助かった、大半が手形取引のリスクの補てんのため助かった、二次下請事業者との信用取引の支えになつた、銀行ではむずかしい急場の資金調達ができ、こういうのが二十六種類書かれておりまして、私は大変いいことだと思ひますけれども、しかしこの中にも随所に出てまいりますのはこ

しもう一面から見ると、これは中小企業の人たちがその取引においていかに不安定であるか、とつきの金融がいかにむずかしいか、こういうことを如実に物語っておると言わなければなりません。私は、真の中小企業政策とは、こぼれぬ先のつえも大変な大事なことだと思いますけれども、こういつたことに書かれてあるように中小企業はこんな不安定でございました。これらの問題について、それを解決してあげるといのが中小企業政策でなければならぬと考えるわけでございますけれども、この点に対する見解とあるいは今後の施策がございましたらお聞かせをいただきたいと存じます。

○左近政府委員 いまお話しになりました事例にも見られますように、中小企業というのは非常に不安定な立場にある。みずからの経営をしつかりやっておつても、取引先の事故によって連鎖倒産の憂き目にさらされるといふようなこともございます。したがって、こういうなかなか先行きのむずかしい時代には、中小企業が倒産といううなことに巻き込まれないで発展できるといううないろいろな施策を講じなければならぬといふことをわれわれは痛感しておるわけでございますが、ことに昭和五十二年以来倒産が多発しております。したがって、倒産対策につきましましては、相当包括的にいろいろな制度を集中的に実施をして、中小企業が不安定ながらも何とか倒産ということにならないようにわれわれは努力をしておるわけでございます。

その基本的な考えを申し上げますと、やはり金融という面を十分につけるようにしなければいけないということから、倒産対策緊急融資制度というのがございます。政府系の中小企業三機関が、取引先が倒産しまして連鎖倒産の危機にさらされたときには緊急に融資をするという制度をやっております。従来はこれは応急対策ということとして考へておりましたが、倒産というものが相当恒常化してまいりましたので、五十五年からはこれは恒久措置として実施をするということで、新

しい恒久措置に入つたわけでございます。それから、信用保証という面で、信用保証協会が倒産に類した企業に対して信用保証を十分やるように、通常の信用保証の枠を別枠で保証ができるような制度も開いております。

それから、倒産防止共済制度が一昨年から始まつたわけでございますが、そのほかに、五十四年度から開始しました仕事といたしまして、全国の主要な商工会議所、これは五十四年度は七十四カ所でございます。五十五年に入りましてそれを百二十一カ所にふやすつもりでございますが、この全国の主要な商工会議所に倒産防止特別相談室というものを設けて、事業の運営がうまくいかないという中小企業の御相談に応じまして、それに対する対策を親身になって指導するという相談を受け付ける場所をつくっております。五十四年度はこの相談室も十分に利用していただいて、中小企業の方によかつたと言われております。これを充実していきたいということでございます。

それから、全般的な対策といたしましては、どうしても金融引き締め下で中小企業の方々に十分な資金がないとまた危なくなります。したがって、政府系の中小企業三機関につきましては十分な資金枠を準備いたしまして、必要な資金は十分供給できるようにしたいということでございます。先般の物価対策という点からの公定歩合の引き上げに際しまして、大臣から、公定歩合を引き上げるけれども、中小企業に対して金融引き締めをしわ寄せが集中しないようにということを発言をしていただきました。それに応じて現在いろいろな対策を計画しておるわけでございます。

こういうことによりまして中小企業の不安定なものを解消していきたいということで現在実施をしつつあるわけでございます。

○横手委員 いろいろの方策が考へられておるようでございますけれども、せっかくおつくりになつて、具体的な事例がこの中にあるわけでございまして、個々の事例にマッチするような形で今

後とも確立をしていただきたいと思う次第であります。

次に、中小企業高度化事業の問題について多くの方が述べられておるわけでございますけれども、私はひとつ考え方をお聞きを申し上げたいのは、この貸し付けの助成の割合をふやすべきではないか、こういうぐあいに考えるわけでありまして、調査室の資料に基づきますと、一般的な高度化事業の貸し付けにつきましては、事業団が四二%、県が二三%、計六五%、こういうことになつておりますけれども、今日では、先ほど来議論の中で言われておりますように、その金のかさみで、非常に大きくなつてまいりました。特に中小企業の方からやるといふことでは、資金の余裕がでなければならぬといふことはなくして、これをやらなければ生きていけない、こういうことで取り組んでおられる事例がたくさんあるわけでございます。そうしますと、そこに対する助成としては全体の六五%では少ないのではないかと感じています。歴史的に見てこれはもともと半分であり、そして事業団と県がその半分ずつを負担をして今日こまで伸びてきた、こういう歴史的な背景はあるといたしまして、この際現行の事業団の助成割合の四二%を五七%にふやす、そして全体として計画の八〇%までふやす、これが非常に大事なことでないかと思ひますけれども、いかがでございますか。

○中澤政府委員 先生御指摘の高度化融資に対しまして融資比率の引き上げの問題でございますが、現在の高度化事業の融資比率自体につきましては、先ほど御指摘のとおり六五%でございます。ただその貸し付けの条件といたしまして、貸し付けの金利が原則二・七%でございますとか、あるいは償還期間が十二年ないし十六年であるといふような条件を総合的に勘案いたしますと、この高度化融資は非常に有利な条件になつておるわけでございまして、現行の融資比率を一般的に引き上げるといふことはなかなか困難であると考えております。

しかしながら、現在の方針におきましても、事業ごとの性格に応じて、各事業の政策的配慮からこの引き上げが必要であるといふところにつきましては、個別に融資比率の引き上げを配慮しておるわけでございまして、現行の制度下におきましても構造改善等の高度化事業につきましては七〇%という融資比率をとっておりますし、また共同で公害防止事業を行うという場合には八〇%あるいは工場等の共同利用事業を行うという場合には九〇%というような融資比率を適用しておるわけでございます。また昭和五十五年におきましては、総事業費が三十億円以上の集団化事業、これは非常に大規模であつてその実行にもろろの困難を伴うといふ場合でございますが、この集団化事業につきましては、構造改善等の一般高度化事業の枠の対象といたしまして、現在の六五%の比率を七〇%に引き上げるといふことを予定しておるわけでございまして、そのような個別のケースに応じて融資比率の引き上げを実施していきたい、かように考えております。

○横手委員 それでは確認のために申し上げますけれども、おっしゃるようないろいろな種類があるわけでございますが、一般的なこれについては助成率を全体的に引き上げる用意はない、しかし事業の種類によつて、いまでもこれよりかなりいい助成割合のあるところもあるし、あるいは償還期限等についても云々と言われるわけでございまして、私は最初に大臣に確認をいたしました。今後中小企業政策を強化するといふのが今回の法律のねらいなんだ、そう信じなさい、こういうことでございましたし、大臣も明らかにされたわけでありまして、そういうことになりましたと、現在の四二%を全部五七%ということにはできぬ、しかしそれぞれの事業の種類によつてはこれを引き上げる、あるいはいろいろな例を言われましたけれども、そういう解釈を広げて、一般的な助成でないような区分のところへ今後とも持つていってあげます、こういう意味でございますか。

○中澤政府委員 まさに先生御指摘のとおり、公害防止でございますとかあるいは小規模零細企業共同事業でございますとか、それぞれの政策目的に応じまして融資比率あるいはその他の条件の緩和と申しますか、改善を従来も努力してまいりましたし、今後ともそのような方向で努力してまいりたいというところでございます。

○横手委員 それではまた次の機会に個々の問題についてひとつ細かいこともぜひ質問いたしますので、お示しをいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 中小企業等協同組合法につきましては、これまで全国中小企業団体中央会、その他いろいろな団体あるいは中小企業の方々からいろいろの点について改正してほしいというふうな要望が出てきております。中小企業等協同組合につきましても、その改正につきましてもいろいろ議論があり、検討は進めておつたのですけれども、こししばらくの間は改正ができなかつたわけでございます。しかしながら、こういうふうに入

○年代を迎えまして新たな体制に向かわなければいけないときに、とりあえず改正できるものからでも改正していこうじゃないかという立場に立ちまして、実は昨年の暮れ以来いろいろな各方面等の御意見も聞き、まとめてまいりました。大体考え方はまとまっております。したがって、現在これを法文に作成中でございますが、法文ができ上がりますれば今国会にでもひとつ提案をして、御審議をお願いしたいというふうな準備をしておるところでございます。

改正の内容についてはまだ最終的に法文化いたしません、一番御要望の強かった点は、火災共済について業務範囲を広げたいというふうな御希

望が非常にありました。そういう点を一つのポイントとして考えております。そのほか役員選任についての改善とかいろいろものがございまして、そういうものを現在最終的に詰めを急いでおりまして、その詰めができ上がったものについて法案を提出させていただきたいというふうな考えでございます。

○横手委員 ちょっと私の方から確認をさせてもらいますけれども、そうしますといふ検討されておる内容、それは火災共済だけでなくしてその事業範囲等の拡大、すなわちその一つは、何と申しましうか、火災だけでなくしていわゆる破綻とか爆発だとか落雷だとか、そういった被害にも拡大をしていこう、あるいはまたその共済の契約者の範囲の拡大等についても云々と、こういうことを仄聞をいたしておりますけれども、そういうことでございますか。

○左近政府委員 いまお話のありました点はこの改正案に含まれておりますが、何分法案の最終案をつくりまして関係各省とも協議を遂げなければいけないものでございますから、確定したとは申し上げかねますけれども、われわれとしてはそういう点を組み込んで改正案を提出したいというふうな考えでおるところでございます。

○横手委員 多少問題はあるにしても、こういうことは大変中小企業政策として好ましいことだといふぐあいに考えるわけでありまして、

そこで大臣、よいことであるとするならばすぐやるといふことでありましようし、急いで今国会にその改正を図るべきだと思ひますが、いかがですか。

○佐々木国務大臣 そういうことで努力しているつもりでございます。

○横手委員 ではそういうことでお願いを申し上げます。

さらに、現在中小企業が具体的な問題で大変苦しんでおるといふようなことについて二、三申し上げ、その打開策とあるいはその他の内容につい

て御質問申し上げる次第であります。

一つは織物の染色業界の加工賃の問題についてであります。先般福井県で織物に従事しておる労働組合の決起大会が開催をされまして、私もお呼びでございましたので出席をいたしました。時節柄賃上げ闘争の総決起大会であらうということでも予想して行ったわけでございますけれども、その中身は次のようなことでございました。そのスローガンは「染色業界の適正加工賃確保を要求する」。こういう内容であつたわけでありまして、その決議文の中に次のようにうたつております。

「原材料、燃料、電力料金等のコストを押し上げている中で、かんじんの加工賃が採算を大きく割り込んでゐるのはどういふ事だろうか。高効率の操業がコストの低減に役立つ事は、我々もよく知つてゐる。しかし、出血する事がわかつていて、低加工賃の注文をかき集め、その消化のため生産協力の名のもとに、企業の健全な発展に結びつく」と信じこませ、休日返上、休日出勤等の異状操業を強要し、それが損の上塗りになつてゐる事は本

当に残念な事である。統一して「我々は自分達の「染色の技術」と「誠実な労働」をこれ以上安売りする事は決して許せない。複雑な流通機構の中へ製品の上に札ビラを貼つて出荷する様な無駄をする位なら我々の賃金を要求通り満額上げてもらいたい。こういふ決意をなされたわけであり

ます。本来なら労働組合として異色の集會と言わなければなりませんし、これはどこまで追い込まれていふという事実があると思ふわけでありまして。特にこの業種につきましても、輸出織物染色工業の組合に対して加工賃の価格カルテルを認めて、そして業界振興を指導しておられる立場の通産省としてのこれらに対する見解と具体的な指導方針、実態、こういったものを明らかにしてもらいたいのであります。

○児玉(清)政府委員 お答え申し上げます。ただいま御指摘のように、染色整理業の一つの特性をいたしまして、繊維業の中でも特にエネル

ギー多消費型の業種でございますが、最近の特に石油価格の上昇に伴いますところの重油、それから染料等のもろもろのコストのアップによりまして、いま御指摘ございましたような非常に大きな影響を受けておりました。業界打つて一九九といったしまして三月十一日に決起大会を催したということでもございまして、そういった事情に象徴されますように経営状況が非常に悪化しておるといふことを私どもも十分承知をいたしております。

そういった業界にとりまして、今後このコストアップをいかに合理的に、スムーズな形で反映した加工賃の引き上げというものを実現できるかというのが当面の課題になつておるわけでございます。ただ、加工賃の水準の問題になりますと、その決定に当たりましては、基本的にはやはり当事者間の問題であるというふうな言わざるを得ませんが、不当に低い水準の加工賃を注文主から押しつけられるとかあるいは不正な取引を強いられて、こういうことに対しては独禁法によりまして、また不当な下請関係に陥れるような場合におきましては下請代金支払遅延等防止法によりまして規制を厳重に行つていくことが必要でございまして、私どもも公取と十分連携をとりまして、不正な取引等が行われぬように厳重に監視してまいりますし、また業界に対する指導にも努めてまいりたい、このようにまず考えております。

さらにこの問題を解決するに当たりましてもう一つ留意すべき点は、繊維取引の近代化という問題でございます。加工賃の決定は繊維取引のあり方にも深いかわり合いを持つものでございまして、古くから慣行と呼ばれるものが非常に多いわけでございます。したがって、各流通段階が複雑に関連し合つております繊維の取引の実態でございますので、それをいかにして近代化することによつて付加価値の実現性を高めていくかという点についても、私どもは十分じみちな指導をいたします。そのためにここ数年、繊維取引近代化推

いうような適正加工賃ということで経営者ちゃん
とせい、こういうのが満ちあふれているわけであ
ります。しかし先ほども申し上げましたように、
染色業界は一方で輸出組合に対しては価格のカル
テルを認めて、これ以下では業界そのものがやつ
ていけぬであらう、こういうことで協定価格も認
めておられる業種であります。それだけ価格の決
定については大変むずかしい業種であるというこ
とはよく御存じだと思ふわけであります。そして
今日こういったような問題が惹起されて、労働
組合としても放置できない。先ほども読み上げ
ましたように、われら染色の技術、誠実な労働を
安売りするな、こういう訴えをしておるという事
実であります。そういうたことに對して、いま一
般的なことを言われましたけれども、いまこうい
う状態にあるところへ具体的にこの業界に對する
指導育成、こういったものは今日の課題として
どういうぐあいにお考えになりますか。

いまの客観情勢からいきますと価格問題というのは非常にうるそうございまして、一般的にはなかなかむずかしいものですが、この輸出染色、しかも長繊維のものにつきまして、いま申し上げましたようにこれは公取とも相当強い折衝をいたしまして、そしてこの調整規程を一年延長するということ形で今回も実施をしておるわけでございます。したがって、地位改善のためのお互いの一つの定められた枠組みといえますが、そういったものはほかの業界と違ひましてこの業界においては十分確立しておるわけでございます。したがって、あとは注文を受ける際にどれだけ各企業が自主的に自己の価値実現力というものをキープするか、それができるかどうかということとお互いの足を引っ張り合わないというモラルが必要でございます。この点につきましては、もちろんこの調整規程が認められておるといふ特殊性からいたしまして、業界の自助努力といえますが、自律的な規制力、そういったものを十分喚起

○横手委員 今日いろいろな機会で、これだけ卸売物価が上がっておるときに消費者物価にはね返さない、こういうことで国を挙げて努力をしなければ

○横手委員 絹織物業界にとりましては生糸の一元化輸入というのほまことに迷惑な制度であるといううぐあいに、独善的に言いますとそういう感じがするわけであります。そしてそういった業界を守り育てていかなければならない通産省として、このことについて業界の立場に立つて大変困ったことだということでお悩んでおられる。話の中

身は行き過ぎがあったとかどうかというようになことでいろいろ問題はあってもわかりませんけれども、そういうことで業界を守り、育成していくという立場からまさに勇気を持って言われたというように声も一部聞かれるわけですが、どうですか。

○佐々木国務大臣 本人の意向は必ずしもそうではございませんので、やはり通産省の代表でありますと同時に、通産省ばかりが役所でございませんで、広く国策というものを見渡しますと農業、工業あるいは商業やはり渾然一体として考えていくのが筋でございまして、そういう広い視野に立つて判断していくものと思っております。

○横手委員 仰せのとおり通産省だけが日本のすべてではないということはおさうでありましよう。したがって、養蚕家を守るということも大変大事なことであり、思いに思われたいであります。養蚕家を守るために生糸の一元化輸入がなされておる、いわゆる価格を保持するために、国策として養蚕業者が守られておるわけでありましよう。ところが、国策によって生糸の値段が守られている、そのことによって大変な苦況にある人たちが、これに対しては国策をもってまた救ってあげるといふのが当然のことじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○佐々木国務大臣 そういう問題がございましてから、大変複雑な苦しい問題だということをお申し上げたのだと思ひます。

○横手委員 そういうことだとおっしゃるのですから、そういう前提に立つてこの生糸一元化輸入によって絹織物業界が大変なことになる、これはやはり救済しなければならぬ。そのためにどういう手があるだろうか、こういうことでいろいろ相談がなされてきて、その方策の一つとして輸入生糸の実需者割当て制度といったものが大蔵、農林、通産の間で了解がなされあるいは閣議決定がなされあるいは局長の通達が出される。そういうことで、一方で国策として養蚕業者を守る、これも大変なことだと思ひます。私もそう思

います。しかし、そのことによって一方で大変な打撃を受ける人があるとするならばこれを救うというところでどういう方策がとられたということをお聞きしておるわけがございまして。現実には三万俵の割当てと聞いておりますけれども、実際どうなっておりますか。

○児玉(清)政府委員 お答え申し上げます。

この制度は、先ほど大臣からもお話がございましたように繭糸価格安定法に基づきますところの生糸の保護政策、もう一つ絹織物業界が実需者割当てというところで少しも負担が軽減できるような配慮も一方において必要であるという、両方の調和の上に立つた発展をねらってできておるわけでございます。したがって、法律によりまして、先ほど先生お話がございましたように、三省間の申し合わせあるいは閣議了解といった線で実需者割当てというものができておりました。これが昭和五十四年度におきましては約三万俵というところでございまして、現在までのところこの実需者割当ての実際の運営要領と申しますか、そういう仕組が若干きついております。また、実際に現行のやり方によりまして三万俵のうち二千数百俵が実需者割当てとして渡されておる、そのほかはまだ解除されておらずに、事業団が抱えているという状況でございまして。

○横手委員 そのことについて三万俵の実需者割当てを行行、こういうことは原則として決まっておりますけれども、基準糸価よりも下がるおそれがある場合にはそのギャップを閉める、こういうことでいま閉められておる状態であろうと思ひわけでありましよう。その価格十四万四千円、これを割り込むおそれがあるというのはいくらだけかというのと、十四万七千円を相場が割つてきたらおそれがあるというところでギャップを閉め、こういうことをお聞きをしておるわけですが、事実ですか。

○児玉(清)政府委員 いまお話しのとおりでございまして。繰り返しますが、繭糸価格安定法の規定

によりまして、蚕糸事業団によりましてこの輸入生糸の売り渡しによりまして国内において製造されましようところの生糸の価格が基準糸価を下回るおそれがある場合にはしてはならないという法律上の壁がございまして、それを実際にどうやって運用しているかと申しますと、いまお話がございましたように下へ糸価というところで俗に呼んでおりますが、一万四千七百円というところで、現行の基準糸価の一万四千四百円に三百円乗せたところを壁を設けておりました、それを下回りますと、売り渡しをできないという運営の仕組みになっております。

○横手委員 単価のとり方によって十四万四千円と一万四千四百円、どちらでもいいと思ひますけれども、しかしそういうことで絹織物業界にしてみれば何ともやりきれぬような気持がよくわかるわけですね。私は昨年の十月まではセンセン同盟の福井県支部の支部長をしておりました。特に絹織物業界というものは大変な業界であります。国策で糸の輸入を締める、そして国産の糸を輸入をせよ、そして競争をせよ、織物になったからその労使の中でいとも言われていたのは、たとえば韓国の製品と競争をする、向こうの賃金が三分の一でも勝つてみせる、日本にはそれだけの腕がある、しかし糸価がこれだけ違ったのでは勝負になりませんというのがある人たちの声であり、実態であります。

一方、労働条件の方を見ても、福井県支部にたくさん労働組合がございまして、労働条件を一覧表にしますと、ここが絹糸をやっているところだというぐあいに拾ってとれるぐらに低いわけなんです。たとえ週休二日の問題なんかにしても、年度を決めてやるわけでも、ところが絹織物のところだけは約束をしても約束が守れないというところで、労働組合がストライキを入れたこともあります。しかし、三日、四日ストライキをやってみて、そして会社から出されたすべての資料を見てもどうにもならぬというところで、そのままストライキを閉じてまた作業に入つたというような経過があるわけでありましよう。だから、一部余裕のある企業であるとするならば、国策のためだしんばうしないというところでございまして、けれども、絹織物業全体に労働条件が低いというものが言われておるわけがございまして、その中でもなおのことと拾ってとれるぐらに低い労働条件しかない。それでいて経営者はぬくぬくとおるのかという大変な苦勞をしておられる、働く人も大変な苦勞だ、こういう実態の中にあるわけでありましよう。

一方ではいまおっしゃるような一万四千四百円の基準糸価がある。一万四千七百円を割り込んできたら糸価のその基準が崩れるおそれがあるというところで、せつなくつくつてもらっておる実需者割当てをぎゅつとギャップを閉められてしまふやりきれぬような気持がするのですが、いかがですか。

○児玉(清)政府委員 いま御指摘ありましたような窮状に日本の絹織物業はございまして、しかも養蚕農家も決して潤っておるわけではございませんで、糸価の低迷に非常に悩まされておるというところでございまして。そういう中でも若干でも絹織物業の方の負担軽減を図るという趣旨で実需者割当てというものは本来できたものであります。いま御指摘のとおり私もそう思っております。したがって、これが実際に発動できると申しますか、機能を果たしますような形に、いまの仕組みにも問題があるとするならば、その辺をぜひ実情に即して改善すべきではなからうかというところを強く私も認識をいたしております。これは通産省から農林省の方にも強く申し入れを現在もしておりますが、今後におきましても、法律で言ういわゆるおそれというものをどの辺でキープするかという問題があるわけがございまして、その辺の担保の仕方を、果たして三百円上乗せしたところがいいのか、実際にはそれを上乗せした線で作ると三万俵が一千数百俵しか実

働しないということにもなりますので、そういう現状があるではないかということ、もう少し合理的でかつ実質的なルールといえますか、運営方式に改善できないか、これについて話し合いをしようということ、これに対しては農林省の方も謙虚にその御提案の線については相談に乗りました。ただ、法律上のいわゆるおそれというものの壁は現実に存在いたしますので、全部それを取っ払うというわけにはまいらぬかと思ひますけれども、何らかその仕組みにつきまして、運営段階で配慮できるあるいは改善できる点がありましたら、それを早急に取り込みまして、少しでも網羅の窮乏というものに改善の努力をしてみたい、このように考えております。

○横手委員 加えてこの業界はいわゆる不当な輸入による打撃も受けておること、御承知のとおりであります。青竹問題にしても、あるいはその他の問題で、台湾を抑え込んだらインドから入ってくるかと、いろいろなことでせつかく操縦をした、そしてやっとならぬとこれから操縦解除であらうかと思つた途端にどつと輸入が入ってくる。しかもそれは不正な方法で入ってきた業界を混乱に陥れてしまふ。まことに大変な業界でございますので、そういう点について十分配慮し、その救済、助成の道を今後とも具体的に検討していただきたいと思います、私もまたさらに個々の問題でいろいろと話をしてみたいというぐあいに思ふ次第であります。

そこで、この輸入の問題について若干確認だけさしてもらいたいと思ひますけれども、輸入協定関係につきましても、これは繊維全般の問題でございますけれども、一つだけ質問いたします。

二月一日、衆議院予算委員会の総括質問の中で、わが党の塚本書記長がこの問題に触れまして、韓国等とのMFAに基づく二国間協定に取ることからよう要請をいたしました。これに対して通産大臣は準備すると回答されたのでありますが、今日その準備の進捗状況、いかがでございますか。

○児玉(清)政府委員 ただいまお話ございましたように、予算委員会での大臣の御答弁がございました。MFAの問題については現実的にかつ機動的にこれを活用するようにという御趣旨の質問に答へまして、準備を固めていくということでございますが、これにつきましても私も大臣の発言を受けまして、その後、MFAによる二国間の協定とかそういう二国間の協定につきましては、これは国際問題でございますので慎重にしなければなりませんけれども、いつでも適時適切な発動が可能なる状態に準備をおささお急りなくやっております。現在準備をやっております。

どういふことをやっているとということでございます。輸入の秩序化を図る、これを行政面から一つずつ具体的な相手先、具体的な品目についてきめ細かにやっていくという努力は従来もやっております。今後は同様でございますが、特にMFAに基づきますところの二国間協定の締結問題につきましては、万一の事情の変化に機動的に対処できなければ、業界あるいは地域が非常に心配しておりますように、いざ必要になったときに本当に発動してくるのかどうかという不安感があるわけでございます。したがって、私もはたして機動的に対処できるような体制をとる必要がございます。これが準備作業の一番大きな中身になってくるわけでございます。たとえて申しますと、輸入の月々の動向、それから国内の需給状況、そういうものをきめ細かに注視していく必要がございます。それから実際のルールの適用に当たつての留意点あるいは問題等についても勉強をする必要がございます。早速あの二月一日の大臣発言がございました後直接私のもとでスタッフを集めて、そして何回かにわたりそういう勉強会も持つておりますし、今後ともそういうものを続けていきたいということで、直接私の傘下でそういった作業を現在やっております次第でございます。

○横手委員 時間も迫つてまいりましたので、問題提起ということだけで終わるかも知れませんが、一つ申し上げてみたいと思ひます。

中小企業の助成政策の一つとして電気税率の減免措置をとるべし、こういう前提に立つて申し上げてみたいと思ひますが、三月二十五日の読売新聞の投書欄に次のようにあります。短い文章ですが、ちよつと読んでみますが、電力料金的大幅な値上げは平均五〇・八三%と確定した。ところが、地方税法に基づく電気税が百分の五の税率で課せられており、必然的に値上げ分だけこの税率は上がってくる。ただ一般家庭の場合にはいわずにこの非課税限度を上げるといふようなことだけれども、事業にはそれはどこにもない。電気料金が上がったというところで税金も一緒に上がってくる。こういうことはまことに不当なことである。単純に計算して百分の三・五程度でいままでの収入と見合うのではないか、こんなことが投書欄に載つておるわけでありまして、これは全般的にということでございますけれども、中小企業の政策の一環として中小企業の事業所に対する電気税率——電気代をまけると言つてもなかなかむずかしいのでしようけれども、電気税率ぐらゐは考へてあげるときではないかというぐあいに私は考へておりますが、これはいかがですか。

○浅野説明員 電気税でございますが、御承知のようにこれは電気料金を課税標準といたしまして、電気の使用に對して課税するいわば消費税としての性格を持つておりました。そういうことからだれがどこで使つても課税するというのが原則でございます。ただ、産業用につきましても原料課税となることを避けるという趣旨もございまして、一定の基準に該当するものにつきまして、現在これは八十二品目でございますが、そういうものは非課税といたしております。それからまた、たとえば公衆用の街路灯などでございますが、こういうものもそういう用途に着目いたしまして非課税としております。いずれにしても個々具体的に非課税という措置はあるわけござい

ますが、電気税の性格からしまして、中小企業に限りましてすべて軽減するということとはきわめて困難ではないだろうかというふうに考へております。

○横手委員 ここに地方税の税目の「五十五年度の見込み」という資料があるわけでございますが、市町村税で電気税が五十四年度は二千四百三十七億、これに対して五十五年度の見込みが二千五百九十五億、こういうぐあひになっておるわけでありまして、これは電気料金が上がる前であると思ふのです。電気料金が上がらなくても百数十億収入がふえておるわけでありまして、そういうことになりまして、いまおっしゃいましたようなことでございまして、これは五割上がると単純に計算してこれまた五割上がってくるというふうなことになる。すでに「五十五年度の見込み」でこういうことも出ておるわけでございます。せめて中小企業ぐらゐは減免措置をとつてもさう大きなもの、どれぐらゐになるかわかりませんが、せめて見込みより上ることは事実なんですから、その点いいじゃないですかという気がしますが、どうですか。

○浅野説明員 五十五年度の電気税の収入として見込みましたのはただいまお示しのとおりでございます。電気料金が改定になりますと、いわば自然増収のような形で一千億程度の増収になる、これは事実でございます。ただ、実は地方公共団体もいろいろな形で電気料金の支払いをしておりまして、これは相当膨大な額になるわけでございます。ほほ増収分が帳消しになるぐらゐ支出の方も実はふえるわけでございます。そういう事情もございまして、その辺はひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○横手委員 私は中小企業関係の立場から御質問申し上げておるわけでございますが、いま自治省の方からそういうことでございますが、実際問題として昭和二十五年に税率一〇%で始まつてと免税点が決められたりあるいは税率が下がったりしてきて、この中で産業によって税率が下が

ておるといふ事実が幾つか出てくるわけですね。恐らくこれはその年の不況業種と認定をされたところにせめて税率ぐらいい下げてやれ、こんな配慮があったんだろうと思うわけであります。ならば、中小企業全体に及ぼさぬにしても、特にそのコストの中に占める電気料金が低いところあるいは特に不況業種のところ、そういったところについては通産省の見解としてはいいかなものでございましょう。先ほど述べられましたように、いわゆる税金を取っていない業種というのも八十数品目ございますけれども、これは素材メーカーがほとんどでございましてね、中小企業は多少あるものでしょうけれども。そういう観点でございまして、中小企業の観点に立ってこの電気税の税率の減免措置の発動と言いましようか、そういった問題について通産省としての見解はいいがですか。

○左近政府委員 御存じのとおり、この電気税につきましましては従来からいろいろな議論がございまして。通産省といたしましても電気税を廃止すべきであるというような意見も出して、いろいろな議論をしておったわけでございしますが、結果は税率を引き下げるあるいは免税点をつくるというようなことで今日に至っておるわけでございします。それから、業種によりましては軽減税率を適用されておる業種がございまして、繊維関係とか紙関係というようなものがございします。これについては製品のコストの中に占める使用電力の量が多いというふうなことからそうなったんだろうというふうに思われますが、現在はそういうふうな適用になつておりますので、今後これをどういうふうにするかということにつきましては自治省ともよく御相談をいたしたいと思ひますし、自治省の御意見もまた十分拝聴しながら問題を考へていききたいというふうに思っております。

○塩川委員長 横手君に申し上げますが、きょうは法案の審議でございしますので、どうぞ法案に重点を置いて御質問願ひたいと思ひます。

○横手委員 以上、私は法案問題から入りまして、特に冒頭に大臣に、この法案は中小企業の強

化、育成のために役に立ちます、こういうことを言明をいただいたわけでございしますし、ならば、現在中小企業がこういう悩みを持つておりますというのことに對しての当面する施策等について御意見をお伺いをし、最後に中小企業対策として電気税の問題等についても触れさせてもらつたわけであります。

まだ果てしなく議論は広がるところでございまして、きょうはこれで終わりました、次の機会にまたさらにこの問題等についてもいろいろと討論をさせていたきたいというぐあいに思ひます。

○塩川委員長 これにて横手文雄君の質疑は終了いたします。

次回は、明二日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十一分散会